

名古屋競輪開催業務及び名古屋競輪場等の管理等に係る総合委託 業務説明書

1 実施にかかる基本理念

(1) 基本理念

名古屋競輪組合と受託者の戦略的パートナーシップ関係のもと、両者の協議に基づく計画により自転車競技法（昭和23年法律第209号）第1条第1項の主旨を追求し、あわせて競輪事業全体を活性化し、これを発展的に継続することを基本理念として名古屋競輪開催及び名古屋競輪場等の管理等に係る総合委託（以下「総合委託」という。）を実施する。

(2) 視点

前項の基本理念のもと、別に定める「名古屋競輪場 施設の管理・運用計画」に沿い、次の視点をもって総合委託に取り組むものとする。

【視点1】 車券売上額を向上すること。

【視点2】 競輪ファンの満足度を高め、競輪のファン層を拡大すること。

【視点3】 他の競輪場との連携に取り組むこと。

【視点4】 名古屋競輪場の近隣地域に貢献すること。

2 業務の実施場所

次の3か所（以下「競輪場等」という。）とする。

名古屋競輪場 （名古屋市中村区中村町字高畑68番地）

名輪会館 （名古屋市中村区新富町 5丁目16番の 1）

駐車場施設 （名古屋競輪場周辺、約28,447㎡）

3 業務内容

受託者は、自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第5条に定める競輪施行者が実施する事務及び自転車競技法（昭和23年法律第209号）第3条第1号に定める競技実施法人が実施する事務を除いた、本場開催及び場外発売（以下「競輪開催」という。）に関する業務、競輪開催のために必要な業務、競輪場等の施設・設備の管理活用に関する業務及びこれらに係る一般管理業務を行う。

各業務の詳細については、「名古屋競輪開催業務総合委託 業務詳細説明書」を参照すること。

(1) 競輪開催に関する業務

名古屋競輪組合自転車競走条例施行細則（昭和63年名古屋競輪組合规

則第8号)第5条に定める開催執務委員のうち、総務委員、投票委員及び場内取締委員としてそれぞれの業務を担当するほか、次の業務を行う。

- ア 競輪開催に係る各種業務の運営統括及び総務に関する業務
- イ トータリゼータシステムの運用保守に関する業務
- ウ 従事員及び開催嘱託員の雇用、賃金支払等労務管理に関する業務
- エ 選手輸送に関する業務
- オ 選手への賞金及び賞品の支給に関する業務
- カ 選手宿舎・選手食堂の運営・管理に関する業務
- キ 開催準備資金等に関する業務

(2) 競輪開催のために必要な業務

(1)のほか、競輪開催のために必要な次の業務を行う。

- ア 映像・実況放送など競輪場内外への情報提供に関する業務
- イ 競輪場内、駐車場、周辺道路等の警備に関する業務
- ウ 競輪場内、駐車場、周辺道路等の清掃に関する業務
- エ ファンサービス、イベント等の実施に関する業務
- オ 広報・宣伝に関する業務
- カ 来賓及び記者等接待業務
- キ 問い合わせ、苦情、トラブル等への対応に関する業務
- ク 上記の他、開催に必要な業務

(3) 競輪場等の施設・設備の管理活用に関する業務

東スタンド及び東広場（リッチェッタ跡地を含む。）については、名古屋競輪場の「賑わい・華やかさ」の演出の中心的な施設として積極的に活用することのほか、次の業務に取り組む。

- ア 電気、空調、衛生、その他設備の運転管理及び保守点検業務
- イ 各種設備機器の保守点検業務
- ウ 建築物等の点検業務
- エ 昇降機設備保全管理業務
- オ 消防用設備等点検業務
- カ 機械警備業務
- キ 駐車場管理業務
- ク 走路及び走路照明設備保守管理業務
- ケ 芝生・樹木維持管理等業務
- コ ねずみ・害虫等駆除・防除及びトイレ殺菌消毒業務
- サ 競輪場等及び周辺道路等から収集された廃棄物排出処理業務
- シ 施設・設備等修繕業務（1件250万円未満）

(ただし、修繕に係る金額は年間1,500万円を上限とし、1件250万円以上の修繕については、本組合と受託者が協議の上決定する。)

(4) 一般管理業務

上記(1)、(2)及び(3)の実施に必要な次の業務を行う。

- ア 物品の調達及び備品の管理に関する業務
- イ 施行者事務補助業務
- ウ 場外発売事務業務
- エ 共同開催事務業務
- オ 競輪開催における関係者等との連絡・調整業務
- カ 中止順延時の対応業務
- キ 競輪場の常駐警備業務
- ク 名古屋サイクルスポーツパークの使用受付業務
- ケ その他、本組合と受託者が協議し、合意した業務

4 業務日数 (予定)

区分	標準年間開催日数	令和2年度開催日数 (予定)	
本場開催	58日	59日	特別競輪 1節 5日 (8月)
			F I 6節18日
			F II (昼) 4節12日
			F II (MD) 8節24日
場外発売	300日程度		

5 本組合が所有する施設・設備、備品の使用について

受託者は、本組合が所有する施設・設備、備品について、本業務を行うのに必要な範囲で使用することができる。使用にあたっては、あらかじめ使用説明を受け、善良な管理者の注意をもって使用すること。ただし、新規導入及び入れ替えが必要な場合は受託者にて対応すること。

6 委託業務に係る持込み機材

本委託業務については、次の機材を持込み、業務を行うものとする。詳細については、「テレビ映像システム要件書」「名古屋競輪場トータリゼータシステム要件書」を参照すること。

- ア 発売払戻機器
- イ 映像音声システム

7 委託業務の準備

受託者は契約締結日から令和3年3月31日までの間に委託業務の準備として次の業務を行う。

- ア 必要な人員の確保及び研修の実施
 - イ 委託業務に係る本組合からの引き継ぎ
 - ウ その他、本組合と受託者が協議し、合意した業務
- 上記の業務に伴う費用は受託者の負担とする。

8 令和3年4月1日から令和5年3月7日に係る特例事項

場内監視カメラシステム関連機器等賃貸借業務は、令和2年4月6日現在、他の業者と賃貸借契約しており、当該契約が満了する令和5年3月7日までは受託者が実施する必要はない。ただし、契約満了日以降の業務実施の必要性については、発注者と受託者が事前に協議するものとする。

9 令和3年4月1日から令和5年6月30日に係る特例事項

早朝・外向前売発売所にかかる運営及び車券発払業務は、令和2年4月6日現在、他の業者と委託契約しており、当該契約が満了する令和5年6月30日までは受託者が実施する必要はない。ただし、契約満了日以降の業務実施の必要性については、発注者と受託者が事前に協議するものとする。

10 留意事項

(1) 特別競輪等の開催に関すること

特別競輪等の開催が決定した場合は、別途、協議するものとする。

(2) 業務の実施体制に関すること

受託者は競輪場内に常設の運営組織を設置して、明確な管理監督体制のもと、業務を円滑かつ安定的に実施することができる体制を構築すること。

また、法令等により資格を要する業務については有資格者を配置するとともに、責任者等主要な者については十分なスキルや経験を有する者があたること。施設・設備の修繕、保全管理、保守点検等の業務については、十分な技術的知識・経験を有する者があたること。

(3) 再委託に関すること

受託者は、事前に本組合と協議し承認を受けた場合は、本業務の一部を委託し、または請け負わせることができる。この場合、再委託先に対する責任、指揮監督は受託者が負うものとする。

(4) 関係法令遵守等に関すること

本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに主管省庁の発する通知等の主旨に従うこと。

(5) 暴力団排除に関すること

事業者は、その行う事業に関し、契約を締結するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ア 当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものでないことを確認すること。
- イ 当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであることが判明したときは、当該契約を解除することができる旨を定めること。
- ウ 当該契約の相手方に対して、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものでない旨を書面その他の方法により誓約させること。

(6) 守秘義務に関すること

事業者（再委託を受けた者を含む。）は、業務に関し知り得たことを漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

(7) 選手食堂について

選手の評判や依頼の経緯に鑑み、引き続き現業者に請け負わせること。

(8) その他

- ア 本組合と連携しながら本業務を行うこと。
- イ 来場者が安全かつ快適に競輪を楽しむことができるよう業務を実施するとともに、来場者の意見を本業務に反映させるよう努めること。
- ウ 競輪場内外を清潔に保つとともに、ファンサービス、イベントを積極的に実施するなど売上、来場者の増加に努めること。
- エ 本業務に係るトラブル、苦情等への対応は、原則として全て受託者が行い、迅速かつ適切に対応すること。ただし、不測の事態が生じた場合等は、適宜、本組合と協議しながら、業務を行うものとする。
- オ 周辺住民との間でトラブルが発生しないように十分配慮して業務を行い、苦情があった場合は誠実かつ速やかに対応すること。
- カ 節電等エネルギーの効率的な運用に努め、環境保全に配慮すること。
- キ ファンサービス、イベントの実施にあたっては、予想屋、売店等関係者と十分に調整すること。

- ク 本業務の実施にあたり第三者等に損害を与えたときにその損害を賠償するための保険に加入するなど、危機管理に必要な措置を講じること。
- ケ 受託者の都合により契約の不履行又は解除が生じ、本組合が損害を受けた場合は、受託者が賠償の責めを負うものとする。
- コ 施設・設備、備品について、本業務を円滑に実施できるように保守点検を適切に行うこと。また、保守点検の状況は書面で報告すること。
- サ 開催業務に係る消耗品等は受託業者が準備し、円滑な運営を妨げないよう十分留意すること。
- シ 委託業務の適正な履行の確保のため、必要に応じて受託者に報告を求め、又は検査を行い、適正に履行されていないと認められるときは、受託者に是正を指示するものとする。
- ス 本組合から、地元行事への競輪場施設の貸出など委託業務以外の事業について要請があった場合は、競輪場施設の利用調整等協力をすること。
- セ 競輪場内の店舗、日本競輪選手会愛知支部事務所等の使用許可は本組合が行う。また、走路、競輪場施設、駐車場の使用許可についても本組合が行う。

(1) 主な観客滞留施設の現状（2019(R1)年10月時点）

施設	現状
正面スタンド	ロイヤルルーム及び特別観覧席を持ち、競輪ファンが滞留するメインスタンド。食堂施設はない。
東スタンド	本場開催時以外、観客施設は閉鎖。 1階は食堂施設を持ち、モニターを通してレース観戦ができるため、競輪ファンが滞留している。 2階は未使用状態。 3階は情報システムの設置場所として使用。
東広場	自転車広場（チャリーズスクエア）など子ども用施設を整備するも活用不十分。広場の広さを活かした活用ができていない。
リチェッタ	全体的に「華やかさ・賑わい」に欠ける名古屋競輪場において、活用次第によっては「華やかさ・賑わい」の中心となる施設であるが、未活用。
西スタンド	オールスター競輪の記者席として2019(R1)年8月に改修。ビッグレース開催期間以外はファミリー席としての活用を予定するも、詳細は未確定。
北スタンド	内部は選手控室、中継設備などインフラ施設として活用。観客施設は、ビッグレース開催時以外は活用していない。
芝生広場	パラソル付きベンチを設置（2019(R1)年8月）。

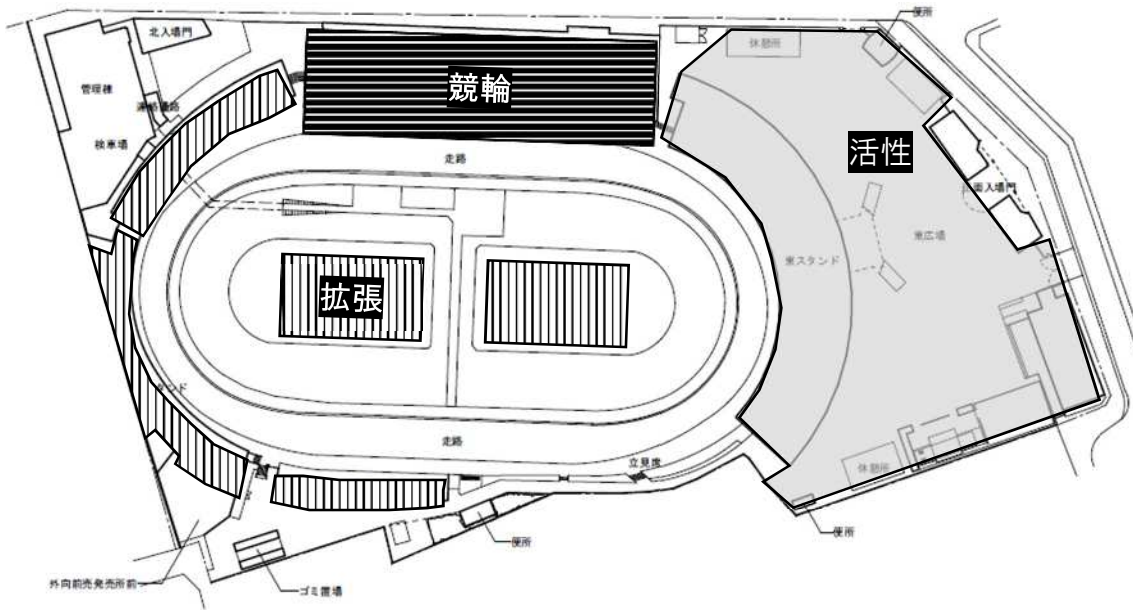
(2) 今後の方針




競輪ファンからは、施設の老朽化、「華やかさ・賑わい」の欠如等について指摘されており、施設の整備・更新が必要となるが、これについては名古屋競輪場全体の中での各施設の役割を位置付け、この方針に沿った整備をする必要がある。

そこで、名古屋競輪場を①競輪エリア、②活性化エリア、③拡張エリアに区分し、整備を進めることとする。








また、施設整備積立基金残高も減少しているため優先順位を定めるとともに、施設の活用方針を明確にして整備・更新に取り組むこととする。

(3) 施設のエリア分け



エリア	主たる役割
 競輪エリア	車券の発売・払戻など、競輪を観戦するためにコアなファンが滞留するエリア。
 活性化エリア	「華やかさ・賑わい」の中心と位置付け、新規のファンを獲得するとともに、ファンの利便性に資するエリア。 <ul style="list-style-type: none"> ● 特段、競輪ファンを対象としないイベントも開催して競輪ファン以外の来場者を見込む。 ● 他の競輪場や公営競技とのコラボレーションなどに取り組み、特に他の公営競技ファンの来場を見込む。 ● 自転車関連スポーツをはじめ、新スポーツの紹介や体験を通して競輪ファン以外の来場者を見込む。 ● 初心者ガイダンスコーナーなど競輪ビギナーにとって易しい場とする。
 拡張エリア	魅力発信イベント等を開催する際、内容によって活性化エリアを適宜拡張的に利用するエリア。必要に応じてバンクも拡張エリアとして利用する。

(4) 施設ごとの詳細

施設	エリア	現状
正面スタンド		コアな競輪ファンのための競輪エリアと位置付ける。東スタンドに新たに展開する「新たな競輪ファン獲得」施策と連携しつつ運用する。
東スタンド		活性化エリアと位置付ける（情報システム部分を除く）。競輪の魅力を発信しつつ、コアな競輪ファンも滞留できる場とする。
東広場		競輪の魅力発信のためのイベントを実施するほか、ファンの利便性の向上に資する場とする。
リチェッタ		「華やかさ・賑わい」を演出しつつ「ちょっと座れるちょっとお洒落な場所」として若年層にもアピールする場とする。
西スタンド		ビッグレース開催時は記者席として活用しつつ、それ以外の時期は魅力発信イベントのサテライトとする。
北スタンド		魅力発信イベントのサテライトとする。
芝生広場		魅力発信イベントのサテライトとする。

(5) 「華やかさ・賑わい」の演出

「華やかさ・賑わい」の演出には、様々なイベント運営、コラボレーション企画などの発想やノウハウが重要となるが、単一の競輪場の施行者である名古屋競輪組合にはおのずと限界があるものと思われる。

他の競輪場や公営競技場その他の施設の管理運営などを経て培った民間事業者のノウハウとともに、イベント開催等の経費などには民間資金の活用も想定して取り組むこととする。

(6) 「華やかさ・賑わい」の共有

こうした「華やかさ・賑わい」の演出が東スタンド等に限定されることなく、正面スタンドはじめ名古屋競輪場全体に共有されるとともに、警備、清掃等インフラ事業にも一貫性をもって運用することを目指す。

業務詳細説明書

業務名称	(1) 競輪開催に関する業務 ア 競輪開催に係る各種業務の運営統括及び総務に関する業務
業務日	毎日（閉庁日を除く）
業務時間	午前9時から業務終了時間まで
配置人員	適正人数を配置する
業務項目	<p>1 概要</p> <p>競輪開催に伴い必要な業務及び各種調整に関する業務を実施すること。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) 開催業務及び場外開催業務を実施すること。</p> <p>(2) 発注者の事務所に、受注者の職員を常駐させ、開催業務及び場外開催業務に係る連絡、書類の作成並びに送付、その他発注者の一般管理業務の支援を行う。</p> <p>(3) 業務報告書を毎月提出する。</p> <p>3 留意事項</p> <p>(1) 受託業務全般に亘り、業務内容を調整し、安全且つ効率的な業務を遂行しなければならない。</p> <p>(2) 業務内容を調査し、業務改善する場合は、発注者へ報告し、了解のもと実施する。</p> <p>(3) 各種調査結果は、その都度、発注者へ提出するものとする。</p> <p>(4) 各種業務の内容・実施範囲等について疑義が生じた場合は、発注者と受注者がその都度協議することとする。</p>

業務詳細説明書

業務名称	(1)競輪開催に関する業務 イ トータリゼータシステムの運用保守に関する業務
業務日	開催日・場外開催日（前検日含む）及び定期点検日
業務時間	開催日・場外開催日 午前6時から業務終了時間まで 前検日・定期点検日 発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する
業務項目	<p>1 概要</p> <p>業務日におけるトータリゼータシステム運用保守業務等（以下、「TZS」という。）に関すること。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1)統制業務</p> <p>ア 集計センター内のTZSを運用し、円滑な開催業務を行う。</p> <p>イ TZS障害時の復旧対応を行う。</p> <p>ウ TZSから抽出可能な名古屋競輪場の開催に係るデータ（入場者・売上金額等）及びそのデータより分析した数値・試算等の提供を行う。</p> <p>エ 開催日におけるTZSの運用操作及び発売レース締切指示等を行う。</p> <p>オ TZSの運用監視を行う。</p> <p>(2)投票所業務</p> <p>ア 投票所における発売払戻等の業務を実施する。</p> <p>イ TZSの発売準備処理を行う。</p> <p>ウ ファンからの苦情処理等の一次対応業務を行う。</p> <p>エ 開催時における投票所間、発注者との連絡調整を行う。</p> <p>(3)TZS保守業務</p> <p>ア 開催中のTZSが円滑に稼働し、その機能を保持し完全に使用できるよう保守を行う。</p> <p>イ 保守対象装置は、名古屋競輪場に設置したTZSの全てとする。</p> <p>(4)その他</p> <p>ア 運用マニュアルを作成し、これを基に業務を遂行する。</p> <p>イ 第三者による投票機器の毀損行為等、想定外の機器トラブルが発生した場合、その費用については、受注者が負担する。</p> <p>ウ 競輪業界において新たなシステムの導入・更新等があった場合は、それに付随して生じる追加費用は、受注者が負担する。</p>

業務詳細説明書

業務名称	(1) 競輪開催に関する業務 ウ 従事員及び開催嘱託員の雇用、賃金支払等労務管理に関する業務
業務日	開催日・場外開催日（前検日等を含む）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する
業務項目	<p>1 概要</p> <p>令和元年度に名古屋競輪組合が従事員に実施させていた業務と同内容の業務に従事する従事員（投票所、案内、統監、労務管理、統制）及び開催嘱託員の雇用、賃金支払その他労務管理業務を実施する。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 別紙「従事員に関する特記事項」を遵守すること。</p> <p>(2) 労働基準法その他関係法令を遵守すること。</p> <p>(3) 地域における安定した雇用の維持・確保をおこなうため、及び安定的かつ円滑に業務を実施するため、受託に際し従前の採用人数から大幅な採用人数の見直しを行わないこと。また、投票機器類の入れ替えに際しても、極端な採用見直しを行わないこと。</p> <p>(4) 雇用する従事員及び開催嘱託員のシフト管理、従事する業務に関する指揮命令等、従事員及び開催嘱託員に関する全ての事項を確実に実施すること。</p>

業務詳細説明書

業務名称	(1) 競輪開催に関する業務 エ 選手輸送に関する業務
業務日	本場開催日（前検日及びミッドナイト競輪の翌日を含む。）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する
業務項目	<p>1 概要 名古屋競輪場から名輪会館まで選手を往復輸送する。</p> <p>2 業務内容 運行計画について、関係者と連絡を密にし、適切な運行業務を実施すること。</p>

業務詳細説明書

業務名称	(1)競輪開催に関する業務 オ 選手への賞金及び賞品の支給に関する業務
業務日	本場開催日（前検日含む）
業務時間	昼間開催 午前9時から業務終了時まで ミッドナイト開催 午後6時30分から業務終了時間まで
配置人員	適正人数を配置する
業務項目	<p>1 概要 参加選手へ賞金及び賞品の支給に関すること。</p> <p>2 業務内容 (1)参加選手に対する選手賞金の支給業務 (2)同上に係る所得税の源泉徴収及び納付書類の作成業務 (3)業務終了後、発注者の指定する書類の提出 (4)その他必要な業務</p>

業務詳細説明書

業務名称	(1) 競輪開催に関する業務 カ 選手宿舍・選手食堂の運営・管理に関する業務
業務日	開催業務日（前々々検日、前々検日、前検日、開催翌日等を含む）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する（期間中は管理人を常駐させ、宿日直に対応すること）※令和元年度に名古屋競輪組合が雇用していた従業員が行っていた業務部分については、配置実績を参考にすること
業務項目	<p>1 概要 選手宿舍の管理等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【配置実績】 管理人：1名（選手宿泊日は宿直） 運営管理：7名（Gグレードは別途3～5名増員）</p> </div> <p>2 業務内容 (1) 選手の宿泊に関する業務 (2) 選手宿舍の管理運営に関する業務 ア 寝具類等借上げ イ 備品・消耗品購入及び修理 ウ 開催宿泊に係る給食及び売店業務 エ 厨房機器及び食器維持管理点検業務 オ 一般新聞・スポーツ紙の購入 カ その他選手宿舍の管理運営に関する業務 (3) 選手の部屋割り業務 (4) 別に業務詳細説明書で定める選手宿舍の清掃業務を除く日常清掃業務 (5) 管理棟における給食及び売店業務 (6) 天候不良等による選手の前泊、後泊等に関する業務（開催の中止順延等に関する業務を含む） (7) その他選手宿舍に関する業務</p> <p>3 留意事項 (1) 労働基準法その他関係法令を遵守すること。 (2) 知識や経験を有する従業員の賃金水準を、その知識や経験に見合った処遇とすること等により、安定的かつ円滑に運営すること。 (3) 各業務については、開催業務に支障をきたすことのないよう、計画的に保守点検業務等を実施し、機器トラブル等の緊急時にも迅速に対応できる体制を整えること。 (4) 選手の健康状態その他業務上知りえた事項を他に漏らしてはならぬ</p>

業務詳細説明書

	<p>い。</p> <p>(5) 宿泊選手及び地域からの苦情・要望・質問等については誠意をもって対応し、状況に応じて速やかに発注者に報告すること。</p> <p>(6) 万一事故が起きた際は、損害賠償を含め一切の責任を負うものとする。</p> <p>(7) 令和元年度に名古屋競輪組合が雇用していた従業員が行っていた業務部分については、令和2年4月1日より従業員が他の業者に移籍したため、令和2年度の当該業務部分は当該業者が行う。地域における安定した雇用の維持・確保の観点等から、当該業者に移籍した者のうち、令和3年度以降も引き続き就業を希望する者を採用対象とし、その者の知識・経験等を最大限活用し、令和3年4月1日以降は当該業務部分も、安定的かつ円滑に実施すること。</p>
--	--

業務詳細説明書

業務名称	(1)競輪開催に関する業務 キ 開催準備資金等に関する業務
業務日	開催日・場外開催日（前検日及び非開催日含む）
業務時間	開催日・場外開催日 午前6時30分から業務終了時間まで 前検日及び非開催日 発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する
業務項目	<p>1 概要</p> <p>車券の発売・払戻等に必要十分な開催準備資金等を受注者が準備すること。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1)開催準備資金の搬入 (2)車券の発売・払戻等に関する事故補填資金（欠損金）の準備 (3)欠損金及び剰余金の取扱い (4)選手賞金の場内搬送及び支払残金回収 (5)特別観覧席入場料・ロイヤルルーム入場料等の徴収 (6)上記業務に付随する必要な伝票及び帳票類作成等</p> <p>3 留意事項</p> <p>(1)受注者は開催資金等の取扱いに留意し、開催資金等を輸送する場合には、複数人に対応すると共に、警備業法に添った有資格者等を配置する等、必要な措置を講ずること。 (2)この仕様書に明記されていない事項についても、発注者と協議し、確実に実施すること。</p>

業務詳細説明書

業務名称	(2) 競輪開催のために必要な業務 ア 映像・実況放送など競輪場内外への情報提供に関する業務
業務日	開催日・場外開催日（前検日含む）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する
業務項目	<p>1 概要 業務日に必要な映像・実況放送などの情報提供に関すること。</p> <p>2 業務内容 (1) レース実況放送業務 (2) 各種案内、テロップ等の作成及び放送</p> <p>3 その他 現行の映像・実況放送と同等以上のサービス水準を維持すること。</p>

業務詳細説明書

業務名称	(2) 競輪開催のために必要な業務 イ 競輪場内、駐車場、周辺道路等の警備に関する業務
業務日	開催日・場外開催日（前検日含む）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する。
業務項目	<p>1 概要</p> <p>開催業務・場外開催業務に必要な箇所に警備員を配置し、競輪開催中における警備業務を実施する。</p> <p>なお、入場禁止者を識別し適切な退場の措置を取ることができる現在の警備レベルの質を落とさないこと。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) 競輪場内の自衛警備に関すること。</p> <p>ア 競走の安全確保</p> <p>イ 観客の保護</p> <p>ウ 入場者の整理並びに不正入場者の制止</p> <p>エ 場内における火災その他災害の予防及びその応急措置</p> <p>オ 犯罪行為の防止・制止並びに情報の収集</p> <p>カ 非常事態における警備配置</p> <p>キ その他場内警備に付帯する業務</p> <p>(2) 競輪場周辺道路及び駐車場等の警備に関すること。</p> <p>ア 迷惑駐車及び駐輪する者への注意喚起と事故の未然防止</p> <p>イ 主要な交差点その他交通混雑箇所等での円滑な交通誘導</p> <p>ウ 学童や高齢者等の交通弱者の安全確保</p> <p>エ 無料駐車場の利用者への案内・誘導及び鍵の管理並びに駐車台数の報告</p> <p>オ 身障者用駐車場の鍵の管理及び利用者の確認、車両の誘導・整理、適切な利用注意喚起・指導</p> <p>カ 選手送迎バスの誘導並びに選手送迎バス乗降場、無料バス乗降場（地下鉄「本陣駅」及び名古屋競輪場）における交通誘導</p> <p>キ 車上狙い等被害防止のための巡回警備</p> <p>ク 無料バス乗降場（地下鉄「本陣駅」及び名古屋競輪場）、無料駐車場及び周辺道路の軽清掃</p> <p>ケ 周辺道路へのカラーコーンとロープ等の設置及び撤去</p> <p>コ その他場外警備に付帯する業務</p>

業務詳細説明書

業務名称	(2) 競輪開催のために必要な業務 ウ 競輪場内、駐車場、周辺道路等の清掃に関する業務
業務日	開催日・場外開催日（前検日及び非開催日含む）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する。
業務項目	<p>1 概要</p> <p>名古屋競輪場、名輪会館及び場外（駐車場及び周辺道路等）の清掃業務を実施する。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) 開催日清掃業務</p> <p>本場開催日及び場外開催日に次の箇所の清掃を行う。清掃内容は、掃き掃除、拭き掃除、水洗い、灰皿・ゴミ箱処理、軽除草等とし、トイレ等消耗品の補充を含む。</p> <p>ア 名古屋競輪場</p> <p>正面スタンド、東スタンド、東広場、北スタンド、走路、正面入場門、北入場門、ファン用トイレ及び休憩所、南芝生スタンド、西スタンド、外向前売発売所等</p> <p>イ 名輪会館（必要に応じて前々検日、前検日、開催翌日等を含む）</p> <p>宿泊室等各室、便所、洗面所、洗濯機置場、シャワー室、浴室、脱衣室、その他共用部分、戸外等</p> <p>ウ 場外</p> <p>ファンバス乗り場、駐車場、周辺道路・公園等</p> <p>(2) 雨樋清掃業務</p> <p>各施設の樋及びドレン、目皿等の清掃を行う。（年3回程度）</p> <p>(3) 走路及び敢闘門側溝の清掃業務</p> <p>走路面及び敢闘門側溝の清掃を行う。本場開催日の前々検日に行うことを基本とする。</p> <p>走路の清掃は消防用ホースを用いて水洗いするが、走路保護のため必要以上の水圧をかけてはならない。</p> <p>(4) 場内ファン用湯茶補充等業務</p> <p>本場開催日及び場外開催日に、正面スタンド1階湯茶コーナーにおいて次の業務を行う。</p> <p>ア ドリンク材の注入及び補充業務</p> <p>イ 紙コップのセット及び補充業務</p> <p>ウ 業務終了後のドリンク材の抽出及び清掃業務</p> <p>エ 湯茶接待機及び周囲の清掃等</p>

	<p>(5) 非開催日総合清掃業務（定期清掃） 非開催日の内から年数回程度、正面スタンド、北スタンド、東スタンド、西スタンド、名輪会館等において次の清掃業務を行う。なお、正面スタンドガラス清掃（外側）は備え付けゴンドラの使用ができる。</p> <p>ア ガラスクリーニング イ カーペットクリーニング ウ 塩ビ系床洗浄及びワックス塗布 エ 手摺等金属部分磨き オ 壁面等のちり払い カ 出入口扉、照明器具、換気扇の拭き掃除 キ 排水溝の清掃</p> <p>(6) 管理棟等の清掃業務 管理棟、北入場門、北スタンド、西スタンド、正面スタンド等の指定箇所について、原則として毎日次の清掃業務を行う。 【清掃業務作業内容・箇所等】 掃き掃除、拭き掃除、灰皿・ゴミ箱処理、出入口扉・マット、備品類、各所しみぬき、窓台、特殊床、洗面台・鏡、汚物処理、消耗品補充、衛生陶器、流し台、室内タイル壁面等</p> <p>(7) その他の清掃等業務 ア 扇風機及び換気扇清掃業務 夏期に入る前に指定箇所の扇風機及び換気扇（主に喫煙室）について年1回清掃を行う。ローリングタワーまたは脚立を使用して行う。 イ 出入口扉の取手の消毒業務 正面スタンド及び東スタンドの扉の内、指定する箇所について、1か月に1回以上扉の取手の消毒を行う。 ウ 防寒シートの清掃業務等 東広場内テント休憩所（北）及び、東スタンド1階正面出入口付近の指定箇所について、夏期前に取外し及びシートの拭き掃除を行い、冬季前にシートの取付け及び拭き掃除を行う。 エ 敢闘門側溝の清掃業務 敢闘門側溝に設置してある防ゴミフィルターに溜まっているゴミを除去するとともに、フィルターの水洗いを行う。</p>
--	---

業務詳細説明書

業務名称	(2) 競輪開催のために必要な業務 エ ファンサービス、イベント等の実施に関する業務
業務日	開催日・場外開催日（非開催日含む）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する
業務項目	<p>1 概要 業務日におけるファンサービス、イベント等に関すること。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) ファンサービスに関する業務</p> <p>ア 日程表制作業務</p> <p>イ 飲料等の提供</p> <p>ウ ファン輸送に関する業務（運行方法の検討含む）</p> <p>(2) イベントに関する業務</p> <p>ア 集客力があり売上向上に繋がるイベントの企画立案・実施</p> <p>イ 自転車競技の普及を目的としているイベントへの積極的な取り組み</p> <p>(3) 留意事項</p> <p>ア 年間実施計画について、事前に案を提出すること。</p> <p>イ 新たなファンサービス、イベント等を企画・実施する際は、必ず発注者にその実施内容・実施時期等を報告し、了解を得ることとする。</p>

業務詳細説明書

業務名称	(2)競輪開催のために必要な業務 オ 広報・宣伝に関する業務
業務日	開催日・場外開催日（非開催日含む）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する
業務項目	<p>1 概要</p> <p>業務日における広報・宣伝業務を合理的かつ効率的に実施し、新規ファンの獲得と車券売上の向上を図ること。 なお、担当する職員は専従職員とする。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1)広報に関する業務</p> <p>ア 公式サイト・SNS 管理運用業務 名古屋けいりん公式サイト (http://www.nagoyakeirin.com) 及び各種 SNS (LINE、Twitter) の管理運用。 管理に際しては、新規ファンにも目線に向け、分かりやすく効果的なホームページを制作するよう心掛けること。 (ア) 開催日程等の更新 (イ) 来場するお客様への情報提供（アクセス・施設情報） (ウ) 名古屋競輪場所属選手一覧ページの設置及び更新 (エ) スマートフォン用ページの作成・運用 (オ) セキュリティ管理・ウイルス対策・不正な書換え等の抑制 (カ) バナーの設置・更新（関係団体リンク先等） (キ) SNS を活用したイベントの実施</p> <p>イ 開催情報提供業務 開催告知用のリーフレットを制作・発送すること。 このリーフレットは現在、近隣 3 場の合同事業として実施しているため、発注者より別途指示が無い場合は他場と連携して業務を進めること。</p> <p>ウ CS 放送放映業務 G グレードレース開催及びミッドナイト競輪時は必ず番組制作を実施すること。</p> <p>(2)宣伝に関する業務</p> <p>ア スポーツ新聞広告掲載業務 各スポーツ新聞社（中日スポーツ、スポーツニッポン、日刊スポーツ、スポーツ報知、中京スポーツ）と協議し、開催毎にレギュラー広告として開催日程等を告知すること。</p>

	<p>また、F I 競走については各新聞社名を冠とした開催名とすること。 (中日スポーツのみ年間 2 節、その他は 1 節)</p> <p>イ レースガイド 中部地区内における公営競技の全日程をまとめて告知する広告類については必ず実施すること。</p> <p>ウ ウェブ広告出稿業務 ミッドナイト競輪における統一事業は必ず実施すること。内容については、発注者の指示によるものとする。 本場開催前は、告知のためウェブ上にて必要相当分の広告を出稿すること。</p> <p>エ ポスター制作業務 発注者が指定する開催に際し、開催告知ポスターを制作・発送すること。ポスターデザイン、制作数量および発送先等については、発注者と協議のうえ決定すること。</p> <p>(3) この仕様書に明記されていない事項についても、新規ファン獲得及び車券売上向上に資する取組みを確実に実施しなければならない。</p>
--	--

業務詳細説明書

業務名称	(2)競輪開催のために必要な業務 カ 来賓及び記者等接待業務
業務日	本場・場外開催日
業務時間	1レースから最終レース
配置人員	適正人数を配置する
業務項目	<p>1 業務概要 来賓等があった場合、適切な待遇を行う。</p> <p>2 業務内容 (1)来賓への湯茶等の提供 (2)食事の手配等を依頼されたときの対応 (3)予想新聞の提供</p>

業務詳細説明書

業務名称	(2)競輪開催のために必要な業務 キ 問い合わせ、苦情、トラブル等への対応に関する業務
業務日	開催日・場外開催日（非開催日含む）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する
業務項目	<p>1 概要 問い合わせ、苦情、トラブル等への対応に関すること。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1)入場者等からの問い合わせ、苦情、トラブル、遺失物、負傷者等の対応に関する業務については、受注者が対応し、状況に応じ発注者へ連絡する。</p> <p>(2)対応に関しては、本場・場外開催日並びに非開催日においても適切に実施する。</p> <p>(3)問い合わせ等については、必要に応じ書面にて発注者へ報告する。</p> <p>(4)対応マニュアルを作成し、これを基に業務を遂行する。</p> <p>(5)この仕様書に明記されていない事項についても、発注者と協議し、確実に実施しなければならない。</p>

業務詳細説明書

業務名称	(2) 競輪開催のために必要な業務 ク 上記の他、開催に必要な業務
業務日	開催日・場外開催日（非開催日含む）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正な人数を配置すること
業務項目	<p>次の業務について、適切に実施すること。</p> <p>1 本場開催時における場内準備業務</p> <p>(1) 開催旗の掲揚及び降納 国旗掲揚塔に国旗、JKA 旗、場旗を掲揚する。（前検日営業後から当日朝開場前までに掲揚、最終日閉場後降納。）</p> <p>(2) 管理棟エントランスのパーテーション設置及び撤収 本場開催中、管理棟エントランスにおいて選手と一般利用者との動線を区分するため、朝、選手の入場完了後に管理棟エントランスの天井吊下げ式可動パーテーションを設置し、選手送迎バス（名輪会館行き）初便が出発する前に撤収する。</p> <p>(3) 東スタンド観覧席側出入口の鍵開閉 本場開催時に、東スタンド1階の観覧席側出入口3か所の開錠を行う。（常時は鎖と南京錠で施錠している。）（前検日営業後から当日朝開場前までに開錠、最終日閉場後施錠。）また、来場者の入場エリア管理（立入禁止ネットの開閉、カラーコーン等）を行う。</p> <p>(4) 横断幕掲出業務</p> <p>ア 業務概要 本場開催時、ファンから名古屋競輪組合宛に届く横断幕を前検日から開催最終日まで掲出する。また、開催最終日には横断幕を撤去、梱包のうえ、宅配便の伝票を貼付け返送する。 なお、本場開催時には、（公財）JKA が掲出する横断幕も存在するので、混在しないよう注意すること。</p> <p>イ 掲出場所 南芝スタンド、西スタンド壁面 （特別競輪開催時はバンク内にて単管等を使用し掲出）</p> <p>ウ 作業日 本場開催前検日に掲出、本場開催最終日に回収</p> <p>(5) ロイヤルルーム・来賓対応業務 (6) 記者席対応業務 (7) 場内 BGM の実施 (8) 自転車ホイール等輸送 (9) ミッドナイト競輪及び G グレード競輪時における TV 等の設置及び</p>

	<p>撤去</p> <p>(10) 防寒着クリーニング</p> <p>(11) 競輪開催告知ポスター・リーフレット等掲示に関する業務</p> <p>(12) 医薬品の購入</p> <p>(13) 出走表の印刷・配布</p> <p>(14) 必要な消耗品の調達・運搬・在庫管理</p> <p>2 名輪会館宿泊室仕切板設置等業務</p> <p>(1) 業務概要</p> <p>本場開催時（特に特別競輪開催時）で宿泊室が不足する場合に共用の和室に臨時の宿泊室を設置する等の業務を行うもの。</p> <p>(2) 主な業務内容</p> <p>ア 共用の和室に臨時の宿泊室を設置するため、既設アコーディオンカーテンの受板（仕切板）を設置</p> <p>イ 既設冷蔵庫の移設</p> <p>3 降雪対策に関する業務</p> <p>(1) 融雪装置の操作</p> <p>走路使用時、積雪する可能性がある場合は融雪装置（流水で積雪しないように雪を溶かす装置）を作動させる。</p> <p>(2) 走路面凍結時の解氷作業</p> <p>走路面凍結時には、ガスバーナーを使用する方法等により凍結面を解氷する。（ガスボンベに燃料を充填しておく。）</p> <p>(3) 除雪作業</p> <p>積雪時に場内外において雪かき等の除雪作業を行う。</p> <p>4 パラソル付きベンチの活用及び維持管理</p> <p>芝生広場に設置されているパラソル付きベンチについて、必要に応じて活用するとともに日常の維持管理を適切に実施する。</p> <p>5 工事、設備保守点検、停電等に伴う選手等関係者への周知補助</p> <p>走路の補修、芝刈り、走路洗い等のため走路使用を中止させる必要がある場合、事前に選手会事務所へ連絡するとともに所定場所へ貼紙・掲示を行う。</p> <p>工事、設備保守点検や停電、断水等がある場合、必要に応じて事前に関係部署（選手会事務所、自衛警備隊、従事員、売店、守衛、JKA等）に連絡するとともに所定場所へ貼紙・掲示を行う。</p>
--	---

業務詳細説明書

	<p>その他、この仕様書に定めのない項目で、開催のために必要な業務が生じた場合は、発注者と協議して、速やかに実施すること。</p>
--	---

業務詳細説明書

業務名称	(3)競輪場等の施設・設備の管理活用に関する業務 ア 電気、空調、衛生、その他設備の運転管理及び保守点検業務
業務日	開催日・場外開催日（前検日及び非開催日含む）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する。
業務項目	<p>1 概要</p> <p>名古屋競輪場内及び名輪会館の電気、空調、衛生、その他の設備（以下「設備」という。）の運転管理業務（監視、保守、点検業務、小修繕）並びに各種設備機器の日常点検、定期点検、法令点検、臨時点検等の保守業務及び建築基準法上の建築設備点検を実施する。また、設備の維持を図り、事故・故障の発生を未然に防止すると共に省エネルギー化及び保安の確保に努めなければならない。</p> <p>2 履行場所</p> <p>名称：名古屋競輪場、名輪会館</p> <p>建物概要：管理棟、北スタンド、北入場門、西スタンド、正面スタンド、東スタンド、正面入場門、旧売店、旧レストラン、ごみ集積所他</p> <p>3 関係法令の遵守</p> <p>当業務の実施にあたっては、法規及び関係諸法令を遵守し、建物、設備等の機能と安全を維持し、良好な環境の保持に努める。実施する際に必要な有資格者を選任し、配置する。</p> <p>4 管理責任者</p> <p>(1)管理責任者は、当業務の受託者側の責任者で、現場で委任された設備の保全管理全体を統括し、従事者に指示、命令を行う立場にある者とする。</p> <p>(2)当業務の従事者の中から正・副管理責任者を受託者が委託者の承諾を得て選任する。</p> <p>(3)正・副管理責任者は、当業務の5年以上の経験を有し、関係諸法令を遵守し、従事者を指揮監督しうる能力を有するものとする。</p> <p>5 運転管理業務</p> <p>(1)対象設備</p> <p>運転管理業務の対象となる設備は以下のとおり（詳細は別途指定する。）とする。</p> <p>ア 電気設備</p>

	<p>受変電設備（開閉器、断路器、リアクトル、高圧真空遮断機、電磁接触器、変圧器、低圧切替器、配線用遮断機、過電流継電器、地絡継電器、コンデンサー、避雷器、配電盤、分電盤）、幹線設備、自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備、放送設備、電話設備等</p> <p>イ 空調設備 吸収式冷温水発生機、冷凍機、冷却塔、冷却水・冷温水ポンプ、空気調和機、ファンコイル、膨張水槽、パッケージエアコン、空冷ヒートポンプ、空気清浄機、GHP、暖房機、扇風機、加圧給水ユニット、全熱交換器、排風機、送風機、排煙機、エアーカーテン</p> <p>ウ 衛生設備 受水槽・高架水槽、給水槽、揚水ポンプ、給水装置、ガス給湯器、貯湯槽、きゅう汚水・排水ポンプ、水飲み機、消火設備</p> <p>エ 電気錠設備 電気錠、同制御装置、同制御盤</p> <p>オ 電動シャッター等設備 電動シャッター</p> <p>カ 防火設備 消火器具、連動制御器、防火扉、防火シャッター、防煙垂れ幕</p> <p>(2)業務内容 運転管理業務内容の詳細は別途指定するとおりとする。</p> <p>6 設備保守点検業務</p> <p>(1)対象設備 設備保守点検業務の対象となる設備は以下のとおりとする。</p> <p>ア 電気設備</p> <p>イ 空調設備</p> <p>ウ 衛生設備</p> <p>エ 電気錠設備</p> <p>オ 電動シャッター設備</p> <p>カ フードダクト消火設備</p> <p>キ 防火シャッター等設備</p> <p>ク 建築設備の定期点検（換気設備・排煙設備・非常照明等）</p> <p>(2)業務内容 設備保守点検業務内容の詳細は別途指定するとおりとする。</p>
--	---

業務詳細説明書

業務名称	(3) 競輪場等の施設・設備の管理活用に関する業務 イ 各種設備機器の保守点検業務
業務日	非開催日など（担当職員との協議による）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する。
業務項目	<p>1 ゴンドラ設備保守点検業務</p> <p>(1) 業務概要 正面スタンドに設置されているゴンドラ設備について、労働安全衛生法に基づき安全に作動するよう保守点検業務を行う。</p> <p>(2) 対象設備 種類及び型式：デッキ型（軌道式） 積載荷重：0.2150 t 機種・台数：ワッシングゴンドラ SD-201-M 型 1 台 （サンセイ株式会社）</p> <p>(3) 点検 性能検査 1 回、定期点検 3 回</p> <p>(4) 業務内容 ア 厚生労働省令（労働安全衛生法）に基づき実施する。 イ 労働安全衛生法で定められた検査及び点検を行う。 ウ 労働安全衛生法に基づき、一般社団法人クレーン協会の検査を年 1 回受けなければならない。</p> <p>2 電動ロールスクリーン保守点検業務</p> <p>(1) 業務概要 正面スタンド 3 階特別観覧席及び 4 階に設置されている電動ロールスクリーンについて正常に作動するよう定期的な保守点検業務を行う。</p> <p>(2) 対象設備 正面スタンド 3 階特別観覧席、同 4 階ロイヤルルームに設置されている電動ロールスクリーン（株式会社ニチベイ）</p> <p>(3) 点検 定期点検 8 回、総合点検 1 回</p> <p>(4) 業務内容 ア 定期点検 （ア）昇降時にジャクリ、異音の発生有無の確認 （イ）昇降リミットスイッチ作動位置の確認 （ウ）ワイヤー部破損有無の確認 （エ）上限及び下限動作の有無</p>

業務詳細説明書

	<p>(オ) 上限・下限リミットの停止位置確認</p> <p>(カ) 一斉連動 (ALL) スイッチ動作による制御信号確認</p> <p>(キ) スイッチのグループ別動作確認</p> <p>(ク) スイッチの ALL 釦による動作確認</p> <p>(ケ) クロスに特定される切り裂き、ホツレの確認</p> <p>イ 総合点検</p> <p> アの項目及び各部のビスの締付け確認並びにオペレータ (モーターユニット) 側パイプ受け部への給油</p> <p>ウ 保守</p> <p> 必要に応じてモーターユニットの交換調整を行う。</p>
--	--

業務詳細説明書

業務名称	(3) 競輪場等の施設・設備の管理活用に関する業務 ウ 建築物等の点検業務
業務日	非開催日など（担当職員との協議による）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する。
業務項目	<p>1 概要</p> <p>名古屋競輪場内及び名輪会館の敷地及び建築物について日常点検を行うほか定期的に劣化等の状況にかかる点検を行うことにより、敷地及び建築物の安全を確保し、施設の良好な維持管理に資するもの。</p> <p>2 履行場所</p> <p>(1) 名称 : 名古屋競輪場、名輪会館、駐車場</p> <p>(2) 所在地 : 名古屋競輪場 名古屋市中村区中村町字高畑 68 番地 名輪会館 名古屋市中村区新富町 5-16-1</p> <p>(3) 敷地面積 : 名古屋競輪場 37,686 m²、名輪会館 1,715 m²、 駐車場 28,236 m²</p> <p>(4) 建物概要 : 管理棟、北スタンド、北入場門、西スタンド、正面スタンド、東スタンド、正面入場門、旧売店、旧レストラン、 ごみ集積所他</p> <p>(5) 延床面積 : 名古屋競輪場 24,388 m²、名輪会館 2,898 m²</p> <p>3 関係法令の遵守</p> <p>当業務の実施にあたっては、建築基準法、消防法及びその他の関係法令等を遵守し、建物、設備等の機能と安全を維持し、良好な環境の保持に努める。また、実施する際に必要な有資格者を選任し、配置する。</p> <p>4 用語の定義</p> <p>(1) 建築物の定期点検 建築基準法第 12 条第 2 項に基づく建築物の敷地及び構造に係る定期点検をいう。</p> <p>(2) 建築設備の定期点検 建築基準法第 12 条第 4 項に基づく昇降機以外の建築設備のうち、換気設備、排煙設備（自然排煙を除く）、非常用照明装置及び給排水設備の定期点検をいう。</p> <p>(3) 部材劣化数量調査 屋根・防水、外壁に関する建築部材について、仕様ごとに全体数量に占める劣化数量を把握する調査をいう。</p>

5 定期点検の実施方針

名古屋競輪組合が所有する建築物及びこれに附属する建築設備の定期点検等については、別途定める「名古屋競輪場施設定期点検実施要領」に基づき計画的に実施するものとする。(ただし、上記「4(2)建築設備の定期点検」については別途「(3)競輪場等の施設・設備の管理活用に関する業務」「ア 電気、空調、衛生、その他設備の運転管理及び保守点検業務」において実施する。)

定期点検を実施する建築物及び実施時期は以下のとおりとする。

<建築物の定期点検>

対象建築物	建築年次	前回調査	隔年数
管理棟	昭和 47 年	平成 31 年度	2 年以内
正面スタンド	平成 2 年	平成 31 年度	3 年以内
東スタンド	昭和 37 年	平成 31 年度	3 年以内
北スタンド	昭和 47 年	平成 31 年度	2 年以内
西スタンド	平成 10 年	平成 31 年度	3 年以内
名輪会館	平成 2 年	平成 30 年度	3 年以内

部材劣化数量調査については、施設の大規模改修工事の計画等を踏まえ実施の要否について検討するものとする。

6 建築物の定期点検

(1) 点検の方針

対象建築物が今日使用されているそのままの状態において安全であるか否かを最新の知見に基づいて総合的に判断する。

点検は、劣化・損傷、防火・避難及び構造安全に関する事項について行う。防火・避難に関する事項については、法改正により現在の基準に適合しなくなっている箇所（既存不適合）がないか確認する。

(2) 点検の方法

点検は原則として目視によるものとし、必要に応じて打診等の調査を行うものとする。ただし、防火戸、防火シャッター、防煙垂壁で煙（熱）感知器連動閉鎖機構のものについては、感知器連動の作動を確認するものとする。なお、3 年以内に同様の作動確認点検が行われている場合には、当該定期点検により行われたものとみなして、作動点検を省略できるものとする。

7 建築部材の劣化数量調査

屋根・防水、外壁に関する建築部材について、劣化数量等を調査する。

	<p>(1) 施工時期の調査 調査対象部材の施工時期を調査し、当該部材の経過年数を把握する。</p> <p>(2) 劣化数量調査</p> <p>ア 屋根・防水 屋根及び外部防水にかかる建築部材について、その仕様ごとに全体数量と劣化数量を調査する。調査は目視により行うものとし、散水等による漏水の確認等を行わないものとする。</p> <p>イ 外壁 外壁にかかる建築部材について、仕様ごとに全体数量と劣化数量を調査する。調査は特殊な測定器等は用いず、目視及びテストハンマーの打診による程度とし、点検可能な範囲で行う。</p>
--	---

業務詳細説明書

業務名称	(3)競輪場等の施設・設備の管理活用に関する業務 エ 昇降機設備保安全管理業務
業務日	常時
業務時間	常時
配置人員	適正人数を配置する。
業務項目	<p>1 対象設備</p> <p>(1)管理棟</p> <p>ア 乗用エレベーター（日本オーチス・エレベータ(株)） 積載量 1,000kg、定員 15 人、ロープ式乗用（車いす用）エレベーター 5 停止、定格速度 60m/min、電動機 15kw、かご室内法 1,718×1,360</p> <p>(2)正面スタンド</p> <p>ア 乗用エレベーター（日本オーチス・エレベータ(株)） 積載量 600kg、定員 9 人、交流可変周波数制御方式 5 停止、定格速度 45m/min、電動機 2.8kw、かご室内法 1,400×1,100</p> <p>イ エスカレーター（日本オーチス・エレベータ(株)） 傾斜角度 30 度、公称幅 1,200mm・ステップ幅 1,012mm、定格速度 30m/min、電動機 5.5kw、階高 4,150mm</p> <p>ウ エスカレーター（日本オーチス・エレベータ(株)） 同上、階高 4,000mm</p> <p>(3)名輪会館</p> <p>ア 乗用エレベーター（フジテック(株)） 積載量 600kg、定員 9 人、ロープ式乗用エレベーター 5 停止、定格速度 60m/min、電動機 4.0kw、かご室内法 1,400×1,100</p> <p>2 保守点検業務内容</p> <p>(1)管理棟エレベーター（1 台） POG・遠隔点検</p> <p>(2)正面スタンドエレベーター（1 台） フルメンテナンス・遠隔点検</p> <p>(3)正面スタンドエスカレーター（2 台） フルメンテナンス</p> <p>(4)名輪会館エレベーター（1 台） 遠隔監視・フルメンテナンス</p> <p>※フルメンテナンス契約 機器が磨耗したり劣化したりするまえに、適切なメンテナンスを計画的に実施し、点検・調整から修理部品の取替まで、機能の維持に必要なメンテナンスのすべてを含む。</p>

	<p>ただし、次の項目については含まない。 エレベーターにおける塗装、メッキ直し、かご床タイル、エスカレーターにおける塗装、メッキ直し、ガラスパネル、スカートガードパネル、意匠部品の取替。</p> <p>※POG 契約 機能維持のため、機器、装置の点検をはじめ、清掃・給油・調整・消耗部品等の交換、品質検査などを含む。(大型部品等の取替、修理等は別途)</p> <p>3 保守点検要領 点検の基準、期間及び結果報告は「建築基準法」並びにこれに基づく地方条例及び「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針(平成5年6月30日住防発第17号)」、「人事院規則10-4」又は「昇降機検査標準(JIS A 4302)」に定めるところによる。 フルメンテナンスについては、次のものの交換は除く。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 巻上機のギアケース(2) 電動機のフレーム(3) 制御盤等のキャビネット(4) かご及びかご内の仕上げ材(5) 乗場戸、三方枠、表示器 <p>遠隔点検においては現地による専門技術者の点検を3ヶ月に1回とすることができる。</p>
--	--

業務詳細説明書

業務名称	(3)競輪場等の施設・設備の管理活用に関する業務 オ 消防用設備等点検業務
業務日	非開催日など（担当職員との協議による）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する。
業務項目	<p>1 対象施設</p> <p>(1)名古屋競輪場（管理棟、正面スタンド、北スタンド、東スタンド、西スタンド、正面入場門、北入場門、南東売店）</p> <p>(2)名輪会館</p> <p>2 業務委託内容</p> <p>(1)「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれらに基づく告示（以下「消防法令」という。）に定めるところにより実施する施設の防火診断及び消防用設備等の定期点検に関すること。</p> <p>(2)施設の消防用設備等について、その性能を正常かつ円滑に稼働できるよう維持するための点検及び火災等に伴う作動時又は障害発生時等における臨時点検（以下「臨時点検等」という。）に関すること。</p> <p>(3)前項(1)及び(2)の点検業務実施に伴い、施設の消防用設備等について、消防法令の定めるところによる適切な維持管理のための必要な整備に関すること。</p> <p>(4)施設の管理担当者等に対する消防用設備等の操作方法、機能の説明等の指導業務に関すること。</p> <p>3 業務内容（補足）</p> <p>(1)防火診断 受注者は、施設の防火診断を消防法第8条の2の2に定める点検対象事項について委託期間内に1回行い、書面により発注者に報告書を提出するものとする。この場合、施設が消防法施行令第4条の2の2に該当するものは、消防庁長官が定める防火対象物点検結果報告書を別に添えて発注者に報告するものとする。</p> <p>(2)消防用設備等の定期点検 受注者は、消防法第17条の3の3の規定に基づき消防用設備等の定期点検を実施したときは、消防庁長官の定める消防用設備等点検結果報告書を添えて発注者に報告するものとする。</p> <p>(3)消防用設備等の臨時点検等 受注者は、発注者から施設の消防用設備等が誤報等により作動した旨又は作動不良の通報を発注者から連絡を受けた際は、当該施設の消防用設備等について、臨時点検を実施するものとする。なお、臨</p>

	<p>時点検を実施したときに、機器等の取替えが必要と判明した場合は、別途契約とする。</p> <p>(4) 消防用設備等の整備 受注者は、前項(2)及び(3)の点検の実施において、施設の消防用設備等について消防法令に定める機能を維持するために整備することが必要なものについては、発注者に予め報告したのち整備するものとする。</p> <p>(5) 消防用設備等の設置資料の整備 受注者は、前第(2)及び(3)の点検を実施したときは、消防用設備等の種類(種別・容量等)、数量及び設置場所等並びに不備事項があった場合は、対象物品、不備内容、配置図、整備が必要である理由等を、書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>(6) 点検実施者 受注者は、委託業務を実施する際には、消防設備士免除の交付を受けている者(消防法施行規則第33条の17に基づき必要な講習を受講していること)又は、消防設備点検資格者に消防用設備等の点検を行わせること。</p>
--	--

業務詳細説明書

業務名称	(3)競輪場等の施設・設備の管理活用に関する業務 力 機械警備業務
業務日	常時
業務時間	常時
配置人員	適正人数を配置する。
業務項目	<p>1 概要</p> <p>本場開催日に選手が宿泊するための施設である下記警備対象施設について機械警備業務（警備対象施設にセンサーを設置して建造物侵入や火災等の異常を機械で察知し、その発報を遠隔地で受信し、警備員が現場へ急行し初期対応をとる形態の警備業務）を行う。</p> <p>2 警備対象施設</p> <p>名称 : 名輪会館 所在地 : 名古屋市中村区新富町 5 丁目 16-1</p> <p>3 現状の警備業者について（参考）</p> <p>(1)現状の警備業者 セコム株式会社</p> <p>(2)使用回線及びシステム商品名 現状の警備業者の無線通信を使用するセコム DX</p> <p>(3)業務の種類</p> <p>ア 防犯サービス イ 火災監視サービス</p> <p>(4)基本業務提供条件</p> <p>ア 警備対象施設に設置された警報機器によって伝達される「異常」の有無をイに定めるところに従って監視し、「異常」に対して「仕様書」に定めるところに従って対処する。</p> <p>イ「異常」を受信してこれを示す機械設備および当該機械設備の正常動作を確認し得るに必要な機器をその管制本部に設置し、業務実施時間中管制担当員を定め、警備対象施設にかかる「異常」の有無を間断なく監視するものとする。</p> <p>ウ 緊急連絡先を一定数定め、かつ、連絡優先順位を明示するものとする。</p> <p>エ 業務遂行のため、警備業者が鍵の預託をうけた場合は預り証を発行し責任をもってこれを保管管理するものとする。管理者は警報機器の操作のため、契約業者より預託された鍵（操作カード含む）について責任をもって管理するものとする。</p> <p>オ 警備業者は業務実施時間中に、契約物件に事故が発生したときは、</p>

業務詳細説明書

	<p>遅滞なく当該事故の状況、その他詳細について管理者に報告書を提出するものとする。</p>
--	--

業務詳細説明書

業務名称	(3) 競輪場等の施設・設備の管理活用に関する業務 キ 駐車場管理業務
業務日	開催日・場外開催日（前検日及び非開催日含む）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する。
業務項目	<p>1 概要</p> <p>名古屋競輪組合が管理する駐車場について、「名古屋競輪組合駐車場の管理に関する規則」に基づき、競輪開催時における来場者により駐車場が最も効率的に利用されるように維持管理を行う。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) 駐車場の鍵の管理、駐車台数の把握等 「(2) 競輪開催のために必要な業務」「イ 競輪場内、駐車場、周辺道路の警備に関する業務」に含む。</p> <p>(2) 駐車場の清掃、軽除草等 「(2) 競輪開催のために必要な業務」「イ 競輪場内、駐車場、周辺道路の清掃に関する業務」に含む。</p> <p>(3) 放置車両等の対応 放置車両及び放置物品等については、「名古屋競輪組合駐車場の管理に関する規則」及び関係法令に基づき、利用者等に対する注意喚起・警告、移動保管、処分等を適正に行う。</p>

業務詳細説明書

業務名称	(3) 競輪場等の施設・設備の管理活用に関する業務 ク 走路及び走路照明設備保守管理業務
業務日	担当職員との協議による
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する。
業務項目	<p>1 概要</p> <p>名古屋競輪場にある走路について、本場開催終了後における走路の点検及び補修を実施し、安全かつ適正な自転車競技を実施するために必要な走路保守を行うとともに、走路照明設備の照度を維持するための保守管理を行う。</p> <p>2 業務内容</p> <p>2-1 走路の保守管理</p> <p>(1) 走路の点検</p> <p>ア 走路の点検については、月1回、走路の状況を点検するものとする。また、走路内広場の人工芝においても施工状況を点検（年4回）するものとする。</p> <p>イ 走路・走路照明、及び人工芝の点検の際に発見した異常個所のうち、軽微な作業で補修ができる場合は、点検と同時に補修するものとする。</p> <p>ウ 点検及び軽微な補修作業が完了したときは、『点検報告書』を提出するものとする。</p> <p>エ 報告書作成にあたっては、点検において異常個所があった場合は、位置、補修の程度、補修の未済について図面、写真を用いて詳細に報告できるようにするものとする。</p> <p>(2) 補修工</p> <p>ア 走路の点検において発見された異常個所のうち、軽微な作業での補修では改善できない箇所については補修工事を行うものとする。</p> <p>イ 補修工事は、概ね年間8日分の作業量程度行うものとする。</p> <p>ウ 1回の補修工事は、概ね20㎡程度の面積を行うものとする。</p> <p>エ 補修工事は、「全国競輪施行者協議会－競輪開催運営ガイドライン第11号『競輪場競走路の保護シーリング材の施工及び管理に関する指針』（平成20年度策定）」に準拠して施工するものとする。</p> <p>(3) すべり抵抗値測定</p> <p>ア 走路を適正な状態であることを確認するため、すべり抵抗値を測定するものとする。</p> <p>イ すべり抵抗値は、四半期程度に1回（7月、9月、12月及び3月頃を目安に）測定するものとする。</p>

	<p>ウ すべり抵抗値測定を実施した場合は、『試験報告書』を提出するものとする。</p> <p>エ 報告書作成にあたっては、測定した場所、測定方法、測定値（測定値を表すときは前回の測定結果も用いて値の変化等がわかるようにする）について図表等を用いて詳細に報告できるようにするものとする。</p> <p>2-2 走路照明設備の保守管理</p> <p>走路照明設備の照度を維持するための保守管理を行い、『保守管理報告書』を提出する。</p> <p>(1) 保守</p> <p>通常保守点検は、毎月1度発電機稼働確認及び点灯確認を行う。ミッドナイト競輪開催前日も同様に行う。</p> <p>(2) 照明系点検</p> <p>電気系統の確認は月次点検及び年次の法令点検にあわせて年1度(5月頃)行う。また、照度確認を2年に1度の目安で行う。</p> <p>点検項目：照度確認、配線の消耗、接続箇所のゆるみ、配電盤漏電等確認、雨水等水漏れ確認</p> <p>(3) 構造系点検</p> <p>照明柱の点検は毎月1度行う。照明器具取付け台等の詳細点検は2年に1度の目安で行う。</p> <p>点検項目：ネジのゆるみ、腐食、ひび割れ等</p> <p>(4) 器具等交換</p> <p>保守・点検により発見された不良器具等は即時交換する。その他は消耗対応年数等を電気精通者のアドバイスに基づき交換する。</p>
--	---

業務詳細説明書

業務名称	(3)競輪場等の施設・設備の管理活用に関する業務 ケ 芝生・樹木維持管理等業務
業務日	非開催日など（担当職員との協議による）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する。
業務項目	<p>1 業務場所 名古屋競輪場、駐車場、名輪会館</p> <p>2 委託内容 (1)芝生維持管理業務 (2)樹木維持管理業務 (3)除草業務</p> <p>3 業務内容 (1)芝生維持管理業務 ア 芝刈り（年5回程度） （ア）芝刈機を使用し、競輪場内の芝生を刈りむら、刈り残しの無いよう均一に刈り込む。 （イ）機械刈りが不適當または不可能の場所は手刈りとする。 （ウ）刈り取った芝及び雑草は、受託者の負担にて速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。 （エ）走路に飛んだ芝や小石などは、ブロアーやホウキ等を使用して競走に支障しないように清掃する。 （オ）刈込高は3cm以内とする。 イ 芝用除草剤散布（年2回程度） （ア）一年生イネ科雑草及び一年生広葉雑草の除草に効果的であるよう、指定の薬剤を混合したものと同等品以上の製品を使用すること。 ウ 芝用施肥（年2回程度） （ア）芝生の育成環境の向上に効果的なこと。</p> <p>(2)樹木維持管理業務 ア 樹木刈込み（年1回程度、一部2回程度） （ア）競輪場内及び外構、名輪会館、駐車場等の樹木（中木・低木）の刈込みを行う。 （イ）C-4駐車場の帯状の刈込については、年2回程度行う。 （ウ）樹木の形状・高さを整え、景観を改善する。 イ 樹木病虫害防除（年3回程度） （ア）病中害駆除は「名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本方針」、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マ</p>

	<p>ニユアル」等に準じて、実施すること。</p> <p>(イ) 指定の薬剤を混合したものと同等品以上の製品を使用すること。</p> <p>(ウ) 病虫害発生の際は、担当職員の指示により薬剤散布を行う。</p> <p>(3) 除草業務</p> <p>ア 人力除草（年4回程度）</p> <p>(ア) 人力により、植栽樹木等を傷めないよう注意しながら雑草だけを根より抜取る。</p> <p>(イ) 雑草は、根元から取り除くこと。</p> <p>(ウ) 抜取跡地は、不陸のないよう整地するとともに、きれいに清掃すること。</p> <p>(エ) 抜き取り除草後に発芽抑制剤を散布すること。</p> <p>(オ) 抜き取った雑草は、速やかに処分すること。</p> <p>イ 駐車場除草</p> <p>(ア) 年5回程度（機械刈りは6回程度）とする。</p> <p>(イ) 機械は、肩掛刈払い機を使用してもよい。</p> <p>(ウ) 駐車場内及び外周部、アスファルト舗装部の除草で器物等支障物の付近で機械刈りができない場合は、手刈りで行うものとする。</p> <p>(エ) 駐車場内及び外周部、アスファルト舗装部の除草の薬剤散布を行う。</p> <p>(オ) 薬剤は、殺草剤と発芽抑制剤の混合とし、指定の薬剤又は同等以上の効力があるものを使用すること。</p> <p>ウ 花壇植栽（年2回程度）</p> <p>(ア) 実施時期は、1回目を6月頃、2回目を11月頃に行う。</p> <p>(イ) 場内に設置されているプランター30個（1個当たり花は10株程度）の花の植替え</p> <p>(ウ) 花壇の人力除草は、原則として開催日の2日前に完了すること。</p> <p>(エ) 植栽する草花は、監督員と協議の上決定する。</p>
--	---

業務詳細説明書

業務名称	(3)競輪場等の施設・設備の管理活用に関する業務 コ ねずみ・害虫等駆除・防除及びトイレ殺菌消毒業務
業務日	非開催日又は開催日で選手及びお客様がいない時間帯
業務時間	非開催日又は開催日で選手及びお客様がいない時間帯
配置人員	適正人数
業務項目	<p>1 業務場所 名古屋競輪場及び名輪会館</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1)ねずみ、害虫等の防除を行い、ねずみ、害虫等が発生しない環境を維持する。この環境の維持にあたっては、場所や季節等を考慮した作業方法を検討するなど、最大限の注意を払って行うこと。</p> <p>(2) 万一、ねずみ、害虫等が発生した場合は、可及的速やかに駆除した後、再度発生しないための防除措置を行うこと。</p> <p>(3) 月一回以上、トイレの殺菌消毒を行う。</p>

業務詳細説明書

業務名称	(3) 競輪場等の施設・設備の管理活用に関する業務 サ 競輪場等及び周辺道路等から収集された廃棄物排出処理業務
業務日	3日に一回程度
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数
業務項目	<p>1 業務内容</p> <p>(1) 競輪場から排出された一般廃棄物を集積場から収集して処分する。</p> <p>(2) 競輪場内及び名輪会館で使用された蛍光管等を産業廃棄物処理許可業者に処分させる。</p> <p>(3) 競輪場内で発生する粗大ごみの処分</p> <p>2 その他</p> <p>廃棄物等の処理に際しては、関連法令等を遵守すること。</p>

業務詳細説明書

業務名称	(3)競輪場等の施設・設備の管理活用に関する業務 シ 施設・設備等修繕業務（1件250万円未満）
業務日	開催業務・場外開催業務日並びに非開催日
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する。
業務項目	<p>1 概要</p> <p>受託者が当該業務を実施するために施設・設備の修繕等が必要となったとき、又は本組合が修繕等を必要と認め指示するときは、緊急の場合を除き、本組合と事前に協議の上修繕等を実施する。</p> <p>修繕等については、年間1,500万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として、1件250万円未満の修繕を受託者の負担とし、1件250万円以上の修繕等については、本組合と受託者が協議の上決定する。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1)施設・設備の修繕 (2)施設用品等の修理・調整 (3)その他委託の範囲内で本組合が特に指示する業務</p> <p>3 関係法令の遵守</p> <p>当業務の実施にあたっては、関係諸法令を遵守し実施すること。</p> <p>4 管理責任者</p> <p>(1)管理責任者は、当業務の受託者側の責任者で、業務の全体を統括し、従事者に指示、命令を行う立場にある者とする。 (2)当業務の従事者の中から正・副管理責任者を受託者が委託者の承諾を得て選任する。 (3)正・副管理責任者は、修繕業務の3年以上の経験を有し、関係諸法令を遵守し、従事者を指揮監督しうる能力を有するものとする。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1)効率的な修繕方法を図り、経費の節減に努めること。 (2)業務の実施期間及び時間について、関係者へ事前に連絡し調整すること。 (3)本組合とは緊密な連絡を保持すること。 (4)修繕等終了後、速やかに修繕等の内容及び金額等を記載した報告書を本組合に提出すること。 (5)本組合と事前に調整の上、必要に応じて、修繕等について本組合の検査・確認を受けること。</p>

業務詳細説明書

	<p>(6) 業務の実施にあたっては、安全及び衛生管理に十分注意し、事故等の発生の防止に努めること。</p> <p>(7) 修繕等によって生じた資産の所有権は、すべて本組合に帰属するものとする。</p>
--	---

業務詳細説明書

業務名称	(4)一般管理業務 ア 物品の調達及び備品の管理に関する業務
業務日	—
業務時間	—
配置人員	—
業務項目	<p>1 物品とは、競輪開催に必要とされる事務用品や消耗品、車券購入に関わる消耗品、競輪場及び名輪会館で使用する消耗品をいう。</p> <p>2 備品とは、発注者が所有し、受託者が本業務を実施するために使用する物をいう。</p> <p>3 受託者は物品を調達し、本組合が指示する方法で備品を管理するものとする。</p> <p>4 受託者が調達した物品の所有権は、すべて本組合に帰属する。</p> <p>5 物品の調達及び受託者が実施する備品の修繕に要する費用は、委託料に含まれるものとする。</p> <p>6 受託者は備品を故意又は過失により破損又は紛失した時は、受託者の費用により補充すること。</p> <p>7 備品について修繕が不可能な場合は、1 物件 100 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満を限度として、受託者が当該備品と同一品又は同等品を購入し、設置するものとする。</p> <p>8 本業務の履行のため受託者が所有又は賃借する等により持ち込む資産については、台帳を作成し、本組合の備品と明確に区別して管理すること。</p> <p>9 本業務の履行期間終了後、契約が継続されないことになった場合、撤去しないことについて本組合の了承を得た場合を除き、受託者は持ち込んだ資産を自らの費用により撤去すること。</p>

業務詳細説明書

業務名称	(4)一般管理業務 イ 施行者事務補助業務
業務日	開催日
業務時間	午前9時から業務終了時間まで
配置人員	適正人数を設置する
業務項目	<p>1 概要 本場開催事務の補助業務</p> <p>2 業務内容 (1)本場開催・共同開催に伴う事務補助業務 (2)その他の事務補助業務 (3)開催付帯業務</p>

業務詳細説明書

業務名称	(4)一般管理業務 ウ 場外発売事務業務
業務日	場外開催日
業務時間	午前9時から業務終了時間まで
配置人員	適正人数を配置する
業務項目	<p>1 概要 場外開催事務の補助業務</p> <p>2 業務内容 (1)場外開催に伴う事務補助業務 (2)その他の事務補助業務 (3)場外開催付帯業務</p>

業務詳細説明書

業務名称	(4)一般管理業務 エ 共同開催事務業務
業務日	随時
業務時間	午前9時から業務終了時間まで
配置人員	適正人数を配置する
業務項目	<p>1 概要 K5 共同開催事務業務。概ね 85 開催/年。</p> <p>2 業務内容 (1) 共同開催に伴う事務業務 (2) その他の事務補助業務 (3) 共同開催付帯業務</p>

業務詳細説明書

業務名称	(4)一般管理業務 オ 競輪開催における関係者等との連絡・調整業務
業務日	開催日・場外開催日（非開催日含む）
業務時間	午前9時から業務終了時間まで
配置人員	適正人数を配置する
業務項目	1 概要 競輪開催における発注者が必要と認める関係者等との連絡・調整に関すること。

業務詳細説明書

業務名称	(4)一般管理業務 カ 中止順延時の対応業務
業務日	開催日・場外開催日（前検日含む）
業務時間	発注者の指定する時間
配置人員	適正人数を配置する
業務項目	<p>1 概要 自然災害等に起因する開催中止・順延等に関すること。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1)発注者、発注者以外の競輪施行者および関係団体が、自然災害等に起因する開催中止・順延等の協議を行い、決定する。</p> <p>(2)受注者は、その決定に従い関係部署へ連絡し、対応策を実施する。</p> <p>(3)発売日前日の天候等状況により、開催中止等が予想される場合は、指定時間までに出勤し、発注者の指示を受ける。</p> <p>(4)開催中止・順延が決定された場合には、速やかに関連部署等にその旨を伝え、対応策を実施する。</p> <p>(5)投票システム等並びに競輪場施設に障害が発生し、復旧作業が必要となった場合は、受注者が中心となり対応する。</p> <p>(6)対応マニュアルを作成し、これに基づいて業務を行う。</p> <p>(7)この仕様書に明記されていない事項についても、発注者と協議し、確実に実施しなければならない。</p>

業務詳細説明書

業務名称	(4)一般管理業務 キ 競輪場の常駐警備業務
業務日	24時間365日
業務時間	24時間365日
配置人員	適正人員を配置する。
業務項目	<p>1 警備対象 名古屋競輪場及び付属施設（駐車場の一部）</p> <p>2 警備内容</p> <p>(1) 盗難予防</p> <p>ア 敷地内の徘徊者、不審者、潜伏者の発見処理</p> <p>イ 施錠すべき窓、扉、シャッターの点検処理</p> <p>ウ 隣接地帯より波及する危険性の探知予防</p> <p>エ 部外者の身分確認</p> <p>オ 不法行為者の現行犯逮捕</p> <p>カ 貴重品、物件等の点検保管</p> <p>キ 鍵の授受管理、保管</p> <p>ク その他特に必要な事項</p> <p>(2) 火災予防</p> <p>ア 火気使用後の後始末点検処理</p> <p>イ 電気器具等の後始末点検処理</p> <p>ウ 危険物貯蔵庫の安全確認</p> <p>エ 禁煙場所における喫煙防止指導</p> <p>オ 防火扉、消火栓、火災報知器等防火設備の確認</p> <p>カ 消火器具の確認</p> <p>キ 可燃物特に危険物の安全確認</p> <p>ク 火気の早期発見</p> <p>ケ 火災時の通報連絡</p> <p>（ア）初期消火</p> <p>（イ）避難誘導</p> <p>（ウ）延焼防止</p> <p>（エ）貴重品、重要書類の搬出</p> <p>（オ）群衆対応</p> <p>（カ）消防車の誘導</p> <p>（キ）その他特に必要な事項</p> <p>(3) 緊急通報 事件・事故その他異常事態の時は発注者に連絡</p> <p>(4) その他</p>

業務詳細説明書

	<ul style="list-style-type: none">ア 危険物持ち込み者、泥酔者等の入場制止イ 場外開催時における来賓者の受付業務ウ 自転車置場への自転車誘導エ 対象となる駐車場の管理オ 照明灯、水道栓等の点検処理カ 緊急的な応急処置及び救急への通報キ 時間外（閉庁日含む）の問い合わせ及び電話対応業務ク その他特に必要な事項
--	--

業務詳細説明書

業務名称	(4)一般管理業務 ク 名古屋サイクルスポーツパークの使用受付業務
業務日	名古屋サイクルスポーツパーク開館日
業務時間	9：00～21：30
配置人員	適正人員
業務項目	<p>1 概要 名古屋競輪場管理棟内に設置する名古屋サイクルスポーツパークの使用にかかる鍵の受払、使用抽選会、受付及び利用管理を行う。</p> <p>2 使用予約抽選会 一定の期間前までに、名古屋サイクルスポーツパークの使用予約抽選会を行う。抽選は公平な方法で行うこと。</p> <p>3 予約 使用予約抽選実施済みの期間において、抽選会時に予約が入らなかった時間帯について、随時先着で予約を受け付ける。</p> <p>4 使用予約簿の作成 2 及び 3 において、使用予約がされた際、その予約状況が分かる予約使用簿を作成し、利用者が確認できる場所に掲示する。</p> <p>5 使用受付 予約者が名古屋サイクルスポーツパークを使用する際、本人確認を行い、使用するための鍵の貸出し等を行う。また、使用後は鍵の返却等の対応を行う。</p> <p>6 利用者の安全確認</p>

業務詳細説明書

業務名称	(4)一般管理業務 ケ その他、本組合と受託者が協議し、合意した業務
業務日	随時
業務時間	随時
配置人員	適正人数を配置する
業務項目	<p>1 概要 その他、本組合と受託者が協議し、合意した業務に関すること。</p> <p>2 事例</p> <p>(1)人事・経理・出納補助事務 ア 請求行為のあるものの支出補助事務 イ 支出命令書等をもとにした支出命令簿及び予算執行状況の作成事務補助 ウ 調定決裁簿(兼)徴収簿及び歳入歳出外現金記録簿に関する作成・納付書との確認(納付書の作成を含む)・集計事務補助 エ その他人事・経理・出納事務に付帯する事務補助</p> <p>(2)使用料等を納入者に通知し、管理する事務</p> <p>(3)競輪場内の備品・消耗品の軽易な修繕</p> <p>(4)施設使用許可の補助事務 ア 使用要綱に基づく使用の許可 イ 起案、サイボウズに入力、許可書の作成</p> <p>(5)広報物の掲示・配架事務</p> <p>(6)拾得物の管理及び届出 ア 拾得物システムに入力、毎週中村警察署に届出 イ 保管期限後の拾得物の処分</p> <p>(7)郵便物の届出</p> <p>(8)消耗品の管理補助</p> <p>(9)名古屋競輪場駐車場特例利用承認事務 ア 名古屋競輪組合駐車場の管理に関する規則及び名古屋競輪組合駐車場の特例利用要綱に基づく利用承認 イ 利用に係る鍵の受け渡し ウ 場外警備など関係部署への周知</p> <p>(10)場内公衆電話料金の回収・入金</p> <p>(11)出走表・開催中業務用及び投票所等配布用用紙の購入</p> <p>(12)特別競輪記者室用消耗品及びコピー機等賃借</p> <p>(13)競輪場内備品修理及び購入</p> <p>(14)記者室・審判室・労務管理室で使用するコピー機の賃借</p> <p>(15)開催日以外の選手にかかる業務</p>

テレビ映像システム要件書

1 基本事項

- (1) 「映像・実況放送など競輪場内外への情報提供に関する業務」を実施することが出来る設備、機材等を受託事業者が持ち込み設置すること。
- (2) 正確な放送ができるよう設備、機材を持ち込み設置し、保守点検を行い事故のないよう努めること。

また、導入・設置する機器機材は全て HD 規格対応であること。

- (3) 電源については、施設既存のものを使用し、指定容量を超えないよう留意し省力化に努めること。
- (4) 4 場発売に向けた場内テレビ放映機材を考えること。
- (5) 4 場の TV 構成、オッズ表示（3 連単固定）を考えること。
- (6) 大型映像装置の利用については次のいずれかとする。

ア 利用しない場合、大型映像装置の役割を担う新たな映像機器の持ち込み設置を行う。

イ 利用する場合、インターフェース等について富士通フロンテック(株)と受注者で協議をし、費用は受注者の負担とする。

2 その他

- (1) 場内テレビの配置表を提出すること。
- (2) 7 年間の機器導入計画を提出すること。
- (3) 7 年後の機器撤去及び処分等は、受注者が負担すること。

名古屋競輪場トータリゼータシステム要件書

令和2年4月
名古屋競輪組合

1 システムの定義

当該システムは、名古屋競輪場に、装置・付帯設備を含む装置等（以下「装置等」という。）を設置し、競輪開催に係る各種業務を一元的に処理・管理するシステムとする。なお、公益財団法人JKA競輪情報システム部（以下「JKA」という。）が開発の次世代Next-VISに関連する機器は、システム対象には含まれない。

2 適用範囲

- (1) 発売払戻システム関連機器導入および設置工事
- (2) 付帯設備等および設置工事
- (3) 不要となる旧機器発売払戻システム関連の撤去

3 システムに要求される基本的事項

- (1) 自転車競技法に則り安全かつ公正に競輪事業が運営できること。
- (2) システム障害発生時においても安全・正確に業務が続行できること。
- (3) 車券購入・払戻等の窓口サービスやお客様が求める多様な情報サービスを提供できる等、お客様の利便性を図るシステムであること。
- (4) 現システムからの移行や既存機器との接続に伴う費用が最小となるように考慮すること。
- (5) システムの安全性・機器保護については特に配慮するとともに、名古屋競輪組合の定める
情報保護に関する規定に沿った処理が必要であること。
- (6) 他場併用発売等の多様な発売形態に対応でき、またお客様のニーズに応じシステム運用を変更できる等柔軟性のあるシステムであること。
- (7) ユニバーサルデザイン、環境保護等に配慮されたシステムであること。
- (8) システムの構築にあたり汎用性を考慮し、保守をはじめとする運用経費に配慮すること。
- (9) 各機器については、操作が容易であり、誤操作等に対応する警告・操作案内など誰でも簡単に操作・運用できるシステムとすること。

4 システム基本条件

- (1) 枠番号二連勝単式勝者投票法（二枠単）、枠番号二連勝複式勝者投票法（二枠複）、選手番号二連勝単式勝者投票法（二車単）、普通選手番号二連勝複式勝者投票法（二車複）、選手番号三連勝単式勝者投票法（三連単）、選手番号三連勝複式勝者投票法（三連複）及び拡大選手番号二連勝複式勝者投票法（ワイド）（以下、「7賭式」という。）の発売に対応できること。
- (2) ハード障害等が発生した場合でも、回線を含めた多重化などで競輪開催業務が停止することなく続行できること。なお、現用から予備機への切り替えは保守員

- による手動若しくは自動的に切り替わること。
- (3) 施行者及び従事員が操作する機器については、操作者に負担をかけないように配慮した装置等であること。
 - (4) 各機器を設置するためのデータ通信ケーブル敷設及びそれに伴うネットワーク機器、収納ラック、設置台、付帯設備はすべて含むこと。ただし、既設が支障なく使用できるものは流用できるものとする。なお、流用部分に関しては受注者と名古屋競輪組合とで協議すること。
 - (5) 主要部分（各投票所までの幹線等）は、二重化以上の構成とする。
 - (6) 機能を変更する必要がある場合にもプログラムの大幅な修正を必要とせず、設定の変更若しくは簡単な修正で対応できるようにすること。
 - (7) 現在稼働しているシステムに蓄積されたデータのうち、競輪開催業務に必要なデータについては、新システム装置等に移行、若しくは代替の措置をとること。
 - (8) 機器更新前に発行された的中投票券については、時効完成までの払戻処理が可能であること。

5 基本機能

(1) 年号

西暦を用いること。

(2) 開催年度

4月から翌年3月

(3) 開催回数

24回／場／年以上であること。

(4) 開催日数

1日／回～8日／回であること。

4レース中止、レース打切り、順延開催など、特殊運用も対応可能なこと。

(5) 主催者数

現在の主催者全てに対応し、主催者の追加等にも柔軟に対応可能なこと。

(6) 併売場数

前日発売を含む5場以上とすること。

(7) 最大出走数

9車、6枠とすること。

(8) 発売賭式

標準仕様として7賭式に対応が可能なこと。なお、単勝式・複勝式にも対応できること。

(9) 発売及び払戻

日本国の通貨を直接利用した発売、払戻が可能なシステムとすること。

(10) 発売レース数

12レース／場＋テストレースが可能なこと。

(11) 早朝前売発売・払戻

ア 早朝発売における発売・払戻業務ができること。

イ 払戻は偽変造、二重払戻対策として券面管理機能を備えること。

ウ 開催中止時の払戻は、早朝外向前売発売所で行うものとする。

エ 払戻は偽変造、二重払戻対策として券面管理機能を備えること。

6 窓口構成・端末機台数

(1) 窓口構成及び端末機の台数について、名古屋競輪組合の実情を踏まえた提案をすること。

ア 平常時、供給過多にならないよう配慮すること。

イ 特別競輪時、端末機の台数を増設する必要がある場合に備え、容易に増設が行えるようにシステムを構成すること。

7 発売・払戻機能

(1) 発売方法

当日分については、今回発売、前売発売、また前日分については前日発売、前々日発売については前々日発売が可能なこと。なお、すべての併用発売が可能なこと。

(2) 投票方式

ア 1券面最大6ベット以上に対応すること。

イ マークカードは、通常投票、ボックス投票(全通り)、流し投票(部分流し・総流し・1軸流し・レース流し)、フォーメーションに対応可能なこと。ただし、枠番にゼロ目は含まないものとする。

ウ マークカードの開催場欄は、全競輪場から購入対象場を選択する方式とすること。

(3) 選手名印字

通常投票時、二車単、二車複、ワイドは2ベットまでの場合、また三連単、三連複は1ベットの場合、投票券面に選手名印字が可能なこと。

(4) 開催名・レース名印字

投票券面に開催名またはレース名の印字が可能なこと。

(5) 投票券の有効期限

投票券の有効期限は60日間とすること。

(6) 同着数

3同着までの場内モニターへの確定払戻金の表示及び払戻が可能であること。

(7) 投票記録

投票記録は端末毎に順次確認が可能であること。

(8) コピー券防止

特殊インクを塗布するなど、コピー券の防止対策がなされていること。

8 投票端末機能

(1) 窓口発売機

ア 2重化制御とすること。

イ 電源は100V/200Vの両方に対応すること。

ウ 車券購入者が目視で確認できるカラー表示器を有すること。

エ 発売納金伝票の出力などの現金管理機能（準備金伝票券、回収伝票券、納金伝票券、窓口伝票券）を有すること。

オ 通常・ボックス・流し投票の発売が可能なこと。

カ 1台で発売・減算が可能なこと。

キ 減算データ(差引合計)は現金管理機能にフィードバック可能なこと。

ク マークカードの読み取りの他、従事員操作による発売が可能であること。

また簡単な誤りは、操作卓により手動修正が可能であること。

(2) 窓口発払機

ア 2重化制御とすること。

イ 電源は100V/200Vの両方に対応すること。

ウ 車券購入者が目線で確認できるカラー表示器を有すること。

エ 発売納金伝票の出力などの現金管理機能（準備金伝票券、回収伝票券、納金伝票券、窓口伝票券）を有すること。

オ 通常・ボックス・流し投票の発売及び払戻が可能なこと。

カ 1台で発売・払戻・減算が可能なこと。

キ 減算データ(差引合計)は現金管理機能にフィードバック可能なこと。

ク マークカードのほか、従事員操作による発売が可能であること。また簡単な誤りは、操作卓により手動修正が可能であること。

ケ 高額支払、破損券の対応が可能であること。

コ 通常・ボックス・流し投票券の払戻しが可能なこと。また、フォーメーションにも対応すること。

(3) 窓口払戻機

ア 2重化制御とすること。

イ 電源は100V/200Vの両方に対応すること。

ウ 読取部、操作部を一体型とし、卓上設置が可能であること。なお、本体は床面設置とすること。

エ 高額支払、破損券の対応が可能であること。

オ 通常・ボックス・流し投票券の払戻しが可能なこと。

(4) 自動発売機

ア 2重化制御とすること。

イ 電源は100V/200Vの両方に対応すること。

ウ 投票券の発売が可能なこと。

エ ボックス・流し投票券の払戻しが可能なこと。フォーメーションにも対応すること。

オ マークカード（20枚）・紙幣（50枚）・硬貨（6枚）の一括投入が可能であること。

カ 車券購入者への操作案内をする機能（音声・画面等）を有すること。

キ マークカードエラーに対して、ファンによる画面修正機能を有すること。

また、音声ガイダンス等の案内機能を有すること。

ク 投票券・控券・紙幣・硬貨を補充するときに装置が無停止で装填できること。

ケ 現金管理機能（準備金伝票券、回収伝票券、納金伝票券、窓口伝票券）を有すること。

コ バックヤード側からの多金種一括装填が可能なこと。その際の取り扱い可能金種は、硬貨を10円、50円、100円、500円とし、紙幣を千円、万円とする。

サ 車券購入者側に開口しているユニットを引き出した際には、車券購入者側の開口部を自動でふさぐこと。

シ 挿入可能時点灯、取り忘れ防止として受取り時点滅等フリッカランプによる操作案内機能を有すること。

ス セキュリティーを考慮し、鍵を有すること。

セ 電源断状態でも運用状態がわかる表示機能を有すること

ソ 取り扱い可能金種は、硬貨を10円、50円、100円、500円とし、紙幣を千円、二千円、五千円、万円とする。

(5) 自動発払機

ア 2重化制御とすること。

イ 電源は100V/200Vの両方に対応すること。

ウ モード設定により、発売専用・払戻専用ともなること。

エ 発売金を払戻資金、おつり等に流用できる現金還流機能を有すること。

オ 的中投票券の払戻金額で新規投票券の発売が可能なこと。

カ 的中投票券の払戻金額に現金を加えての投票券の発売が可能なこと。

キ 的中券（20枚まで）の一括挿入および、連続挿入が可能であること。

ク 60万円まで払戻できること。

ケ 通常・ボックス・流し投票券の払戻しが可能なこと。フォーメーションにも対応すること。

- コ 注意券、偽造券、コピー券および二重払戻しの防止可能であること。
- サ マークカード（20枚）・紙幣（50枚）・硬貨（6枚）の一括投入が可能であること。
- シ 車券購入者への操作案内をする機能（音声・画面等）を有すること。
- ス 簡易なマークカードエラーに対しては、車券購入者による画面修正機能に加え、音声ガイダンス等の案内機能を有すること。
- セ 投票券・控券・紙幣・硬貨を補充するときに装置が無停止で装填できること。
- ソ 現金管理機能（準備金伝票券、回収伝票券、納金伝票券、窓口伝票券）を有すること。
- タ バックヤード側からの多金種一括装填が可能なこと。取扱い可能金種は、硬貨を10円、50円、100円、500円とし、紙幣を千円、万円とする。
- チ 車券購入者側に開口しているユニットを引き出した際には、車券購入者側の開口部を自動でふさぐこと。
- ツ 挿入可能時点灯、取り忘れ防止として受取り時点滅等フリッカランプによる操作案内機能を有すること。
- テ セキュリティーを考慮し、鍵を有すること。
- ト 電源断状態でも運用状態がわかる表示機能を有すること。
- ナ 取扱い可能金種は、硬貨を10円、50円、100円、500円とし、紙幣を千円、二千円、五千円、万円とする。

9 ネットワークシステム機能

- (1) 投票系のNext-VIS、情報系システムとオンラインで情報連携が可能であること。連携するシステムはカスタムが容易なものとする。
- (2) 情報系システムから開催情報・成績情報等が自動取得できること。

10 情報サーバ

- (1) 発売開始、払戻金確定などのレースの進行に係わる情報を画面で表示できること。（全競走、成績の表示を含む）
- (2) 開催要項、出走表などの情報は、情報系システムよりオンラインで取得できること。
- (3) オッズ情報や票数情報は、情報系システムよりオンラインで取得できること。
- (4) 本場開催時の早見表（払戻金情報）は、情報系システムよりオンラインで取得できること。
- (5) 場外開催時の早見表（払戻金情報）は、情報系システムよりオンラインで取得できること。
- (6) ギヤ変更、当日競走結果などは、情報系システムよりオンラインで取得できること。

- (7) 映像表示装置や音声案内装置などに対し、出走表、払戻金情報、当日競走結果などの情報を表示ファイルとして提供できること。
- (8) システムは二重化以上の構成とし、障害発生時は、運用に支障をきたすことなく稼働できること。

11 着順表示システム関連機能

(1) 着順制御システム

- ア 審判コンバータを経由し、映像室に審判操作卓にて入力された情報を通知する機能を有すること。
- イ 着順決定表示盤用のコンテンツを作成し、その情報を送信する機能を有すること。
- ウ 案内メッセージ及び払戻金情報を受信し、着順決定表示盤用コンテンツに反映する機能を有すること。
- エ レース番号及び払戻金情報を着順決定表示盤用のコンテンツに反映する機能を有すること。

(2) 着順操作卓

- ア 審判操作卓にて入力されたレース番号・着順番号・裁定を表示／消去
- イ 着順番号は1着2着3着のうち、3同着まで対応すること。
- ウ 着順の入力はボタン押下方式とし、誤操作、誤入力防止機能を有すること。

12 自動音声システム

- (1) 統制室内に設置すること。また多場併売時の対応が可能なこと。
- (2) 発売開始・払戻金確定に連動してそれぞれの案内放送が自動出力可能であること。
- (3) 締切残時間に連動して残時間・発売締切等の案内放送が自動出力可能であること。
- (4) お知らせ案内放送をスケジュール設定により、手動または自動出力可能であること。
- (5) 発売開始・締切残時間・払戻金・締切前音楽・各種案内等を放送設備経由でお客様や場内関係者に対して案内できること。
- (6) アナウンサーによる録音音声により、各種の案内を出力すること。
また、任意に録音した音声についても再生による出力が可能なこと。
- (7) 出力は、「お客様向け」「関係者向け」の2系統出力を可能とし、放送設備へ接続すること。
- (8) 上記(7)に示す2系統の出力装置は二重化以上の構成とし、障害発生時には簡単な系切替で運用に支障をきたすことなく稼働できること。

13 出走表作成機能

- (1) 出走表の作成について、JKA提供の出走表作成サービスシステムを活用する場合の費用負担の協議は受託事業者の範囲とする。
- (2) 作成に必要なパソコンを用意し、原版印刷用の輪転機3台を集計室に設置すること。

14 無料Wi-Fiサービス・テレドーム・オッズプリンター

- (1) 無料Wi-Fiサービスについて提案すること。
- (2) テレドームについて提案すること。
- (3) オッズプリンターについて提案すること。

15 電源等

- (1) 供給電源として、非常発電機装置（625KVA）及び無停電電源装置（200KVA）は既設機器を流用することとする。
- (2) 電算室分電盤については、更新も含めて検討すること。
- (3) 電力に不足がある場合は、名古屋競輪組合と受託者で協議を行い対応すること。

16 設置作業等

- (1) システム導入に付随するソフトウェア及び関連作業
- (2) 投票所の機器設置に伴う窓口改修の一切は受託者の負担とする。
- (3) 集計室と各端末の信号線は、断線や中継器等の故障時において投票所端末の全体が停止することがない構成とすること。
- (4) 電源・信号設備において、既存している既設線、配管を使用できるものは流用することができるものとする。
ただし、流用する場合は劣化状況等を調査し、安全性・信頼性の観点から問題のないことを確認すること。
- (5) 各投票所内の投票払戻機器の設置場所、台数について、特別競輪等のGグレード自場開催やGPの場外発売、年始の開催など来場者数に劇的な増加が見込まれる場合、またお客様からの苦情等、明らかに台数が足りない場合は、容易に増設ができること。なお、必要な時期が過ぎれば、容易に減らすことが可能となるシステムを構築し、配管配線をしておくこと。
- (6) 既存機器等の撤去及び廃棄は所有者と協議のうえ全て受注者の責任において適法に処理すること。
- (7) 窓口端末機据置台が必要な場合は用意すること。

17 事前作業・準備期間

- (1) 開催に影響のない範囲での事前作業は可能とする。

(2) 受託事業者は、契約締結日から令和3年3月31日までの間に、準備事務として次の業務を行う。

ア 車券発売払戻機など必要な機材や機器の発注。なお、設置、導入は令和3年4月1日から4月27日までの間に行う。

イ 必要な人員の確保及び研修の実施。

ウ 開催業務に係る名古屋競輪組合及び現受託事業者からの引き継ぎ。

エ その他、名古屋競輪組合及び受託事業者が協議の上、決定した事項。

これらに伴い経費は受託事業者の負担とする。

18 稼働後の運用及び保守業務

(1) システム稼働後、安全かつ正常に競輪を開催するために必要なシステムの運用及び保守、修理等の要望については迅速で誠実なサポートが可能な体制を整え、派遣するエンジニア等については公営競技に精通した者であること。

(2) 本システムの稼働に必要となるマークカード、本券、ジャーナル用紙等すべての消耗品などは、受注者が調達するものとする。

19 教育・訓練

受注者は、本装置等の運用が円滑に行えるよう専門技術者による要員の教育・訓練を行うものとする。

20 検査基準

(1) 本装置等は、発注者の検査に合格したものでなければならない。また、この検査において本要件書及び要件に基づき発注者と協議し決定したとおりに完成していない場合は、直ちに改修し、再検査を受けるものとする。この場合、改修等に要した費用は受注者の負担とする。

(2) 発注者が必要と判断した場合は、受注者に対し中間検査を行うことができるものとする。

21 提出書類

受注者は、本要件書に基づき工事施工前の発注者の指定する期限までに次の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

なお、提出書類の部数は、発注者の指示によるものとする。

(1) 工程表

(2) 導入システム仕様書

(3) 機器配置図

(4) 施工図（配線接続系統図）

(5) その他発注者が必要とする資料

22 納入時提出書類

受注者は、竣工検査前に次の種類を発注者に提出するものとする。

なお、提出書類の部数は、発注者の指示によるものとする。

- (1) 完成図（工事完成図含む）
- (2) 工事写真
- (3) システム構成図
- (4) 取扱説明書
- (5) 施工図（配線接続系統図含む）
- (6) その他発注者が必要とする資料

23 その他

- (1) 本要件書に掲げるシステム等に関する全ての事項は、最低要件とみなし、同等以上の要件を満たさなければならない。
- (2) 「システムに要求される基本的事項」を実現するために必要となる装置等は、本要件書に記載されていない装置であっても全て設置すること。なお、システムの稼動に必要な既存機器との接続や場内の改修等も含まれるものとする。
- (3) 各装置等の設置にあたっては、転倒防止等の耐震対応措置を行うこと。
- (4) 工事等により建物・施設などを損傷した場合は、速やかに報告し、原形に復旧すること。
- (5) システムの機能によっては本稼動以降、順次段階的に付加することも可能とする。その場合においては、工程表の提出時に導入スケジュールを明確にすること。
- (6) 納品する製品は、名古屋競輪組合の承諾を得ること。
- (7) システム導入時において機器の予備品が必要な場合は、その経費も含むものとする。
- (8) 本機器更新業務に関連し知り得た事項について他に漏らしてはならない。
ただし、名古屋競輪組合の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (9) 現行システムからの移行や既存機器との接続に伴う費用が発生する場合は、受注者が直接支払うこととし、移行作業中においても現状通りシステムが稼動するよう受注者の責任において万全の体制をとること。

以上

「従事員に関する特記事項」

(従事員に関して受託する会社は、この仕様によること)

1 賃金、一時金に関すること

- (1) 従事員賃金(日給)は、職種に係らず一律 9,800 円とすること。
- (2) 残業手当、通勤手当等の諸手当は、原則として雇用主の基準を採用するが、現在の支給基準を下回らないこと。
- (3) 一時金は、夏季、冬季いずれも一律 75,000 円とし、支給基準は令和元年度と同様とすること。ただし、出勤率は「出勤日数/出勤要請日数(希望出勤日数を上限)」で計算すること。
- (4) 賃金は最低月 1 回以上の支払とすること。
- (5) 競輪開催が中止となった場合は、休業補償をすることができる。ただし、金額等の内容については、事情等によりその都度別途協議する。

2 休暇に関すること

- (1) 有給休暇は、労働基準法に則った日数を付与すること。ただし、業務受託後 1 年間の運用は、名古屋競輪組合の指示に従うこと。労務管理を行う組織(会社を含む)が変更された場合は、休暇等の条件を引き継ぐこと。
- (2) 休暇の分割等は、受託時の制度を尊重して不利に変更しないこと。
- (3) 無給休暇として、「組合休暇」「災害休暇」「介護休暇」等を定める。なお、無給休暇を取得した場合は、出勤率の考慮の対象としない。

3 業務・採用に関すること

- (1) 従事員に実施させる業務は、令和元年度と同様の内容とすること。
- (2) 令和元年度末に名古屋競輪に在籍した者で、引き続き勤務を希望するものは全員採用対象とすること。

4 その他

- (1) 上記の待遇が保証されるのは、65 歳到達の年度末までとすること。
- (2) 従事員に対する待遇を切り下げる内容について、受託事業者から申出があった場合は、「名古屋競輪組合事務局長及び総務部長」と「従事員の代表者」及び「受託事業者」の 3 者で誠実に話しあう場を設けること。
- (3) 勤務時間等の詳細については、名古屋競輪組合と従事員組合の合意内容を尊重すること。
- (4) 従事員の採用日数については、アンケート等に基づき希望を尊重したシフトとすること。
- (5) 勤務時間中の交渉準備行為、組合休暇(無給)など、令和元年度末で名古屋競輪組合と従事員組合間で労働組合活動に関して合意している事項については、引き続き認めること。
- (6) 組合費、労働金庫積立金など、令和元年度現在で給与天引きを行っているものは引き続き行うこと。
- (7) 令和 2 年度の雇用契約、就業規則を尊重すること。